

全国児童相談所長会委託調査

平成 18 年度全国児童相談所専門職員配置調査結果の概要(暫定版)

(主任研究者) 才村 純 (日本子ども家庭総合研究所ソーシャルワーク研究担当部長)

(研究協力者) 有村 大士 (日本子ども家庭総合研究所非常勤研究員)

渋谷 昌史 (日本子ども家庭総合研究所主任研究員)

妹尾 洋之 (日本子ども家庭総合研究所研修生、神奈川県保健福祉部)

伊藤 嘉余子 (埼玉大学)

原 佳央里 (相愛大学)

※ 本調査結果概要は暫定版であり、今後データ等は変動し得ることをお断りしておきたい。

1 調査の目的

平成 16 年度の児童虐待防止法等の改正に伴い、児童相談所には法的対応や家族の再統合など、ますます高度な専門性が求められており、一層の機能強化が必要となっている。平成 18 年 4 月に公表された厚生労働省「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」報告でも、児童相談所は困難事例への対応に加えて市町村や関係機関・専門職種との連携をより強化する必要性が謳われており、そのための専門職員の適正配置についての提言がなされている。こうした流れの中で、昨今全国の児童相談所では専門職員の配置や専門的対応に特化した組織・担当員の設置・配置、スーパーバイザー機能の強化など、様々な取り組みが始まられている。しかし、これらに即した専門的人材の配置実態や専門性に対する児童相談所の考え方などについては必ずしも詳らかになっていない。

このため本調査では、児童相談所が求められている専門的対応を実現して行くための専門職員の体制等について、現状における到達点及び問題点・課題を明らかにすることにより、児童虐待対応の第一線機関である児童相談所の体制強化に向けて、具体的な意見・要請を行っていく上で基礎的資料とするものである。

2 調査の実施主体

全国児童相談所長会の委託を受けて、才村純 (日本子ども家庭総合研究所) が調査を実施した。

3 調査の方法

各都道府県・指定都市・児童相談所を設置している中核市の児童相談所 (全 191ヶ所) を対象に、専門職員の配置状況に関する調査用紙、及び職員の専門性に対する児童相談所長の意識に関する調査用紙を郵送し、5月 12 日を期限として回答を求めた。同時に、各自治体の中央児童相談所を対象に、自治体ごとの専門職配置状況に関する調査用紙を併せて郵送し、同期限で回答を求めた。

4 調査票及び調査票記入要領

別 紙

5 調査結果の概要

【回答状況】

- ・調査票送付児童相談所数 191ヶ所、内回答のあった児童相談所数 156ヶ所(回収率 81.7%)

【調査票 A】(回答者: 中央児童相談所)

(1) 児童福祉司

- ・児童福祉司の任用について、48児相のうち、「福祉専門職として採用」は、30児相(62.5%)。そのうち23児相が、「採用時点で一般行政職と分け、福祉専門職として採用する。受験資格にも一般職とは別枠の資格又は経験要件を設けている」(表I)。
- ・「心理職として採用」に対しては、12児相(25.0%)が該当(表I)。
- ・一般行政職採用でも、社会福祉士を取得している者を児童福祉司として任用する方式を導入しているところが11児相(22.9%)。社会福祉主事等の資格をもって任用する方式を探っているところが28児相(58.3%)。福祉の資格の観点からは、社会福祉主事が依然として任用の根拠となっている(表I)。
- ・「その他」には、21児相(43.8%)で回答。その内容は「採用時点では保育士」「一般行政職、保健師、教師等から資格要件を満たした者を児童福祉司とする」など多岐にわたるルートが用意され、それらが併用されていることがわかる(表I、その他の回答)。
- ・都道府県ごとの児童福祉司配置状況を見ると、「採用時点で一般行政職と分け、福祉専門職として採用する。受験資格にも一般職とは別枠の資格又は経験要件を設けている」が平均して29.6名、児童福祉司に占める割合は68.6%(該当児相数23)(表II-a)。
- ・社会福祉主事を基礎資格としているところでは、平均が19.4名、児童福祉司に占める割合は66.0%(表II-g)。
- ・社会福祉士を児童福祉司に任用している児相では、その比率が9.0%と、きわめて限られたものであることがわかった(表II-f)。
- ・新任研修期間は、「設定なし」が圧倒的に多く、44児相(93.6%)(表III)。
- ・設定のある3児相について、その期間について回答を求めたところ、平均では7日間であるが、多い児相では10日間を超え、少ない児相では3日間程度と、3児相の間では研修期間に関する特定の傾向は見出せず(表III)。
- ・新任児童福祉司の業務の扱いについては、「児童福祉司として新任以外の児童福祉司と同様の業務を担当する」が40児相(85.1%)で該当。「新任研修期間中は、ケースの主担当をせず、経験の長い児童福祉司と一緒に動く」はわずか8児相であり、即戦力として業務への従事が割り振られている(表IV)。
- ・新任児童福祉司の研修期間の扱いについて、「自治体組織内部の経験者の講義を受講する」20児相(42.6%)が該当。この受講日数については、多いところでは20日間を超えていたが、5日間以内に半数以上が集中しており、平均では5.9日(表IV、表IV-d)。

(2) スーパーバイザー

- ・スーパーバイザーの任用基準について、最も多かったのは、「特に基準はないが、これまでの福祉分野での経験を基準に適任者を選別し、スーパーバイザーとして配置された者」で 33 児相 (70.2% ; N=47)。「特に基準はなく、スーパーバイザーとして配置された者」が次に多く、11 児相 (表V)。
- ・スーパーバイザーの職種名は、課長や係長といったものが多く、専門職としての職階を表現した職名はきわめて限られている (表VI - a~g)。
- ・スーパーバイザーの配置人数については、「特に基準はないが、これまでの福祉分野での経験を基準に適任者を選別し、スーパーバイザーとして配置された者」が平均 6.38 名、「特に基準はなく、スーパーバイザーとして配置された者」では 5.78 名であった (表VI - f~g)。
- ・児童福祉司数をスーパーバイザーナンバーで除した結果、平均 6.1 (表VI)。
- ・新任スーパーバイザーの研修期間は、すべての児相において「設定なし」に該当 (表VII)。
- ・新任スーパーバイザーの業務への従事のさせ方について、最も多かったものが、「自治体組織外部の識者の講義を受講する」で 6 児相が該当 (回答児相数は 13)。ここには、「子どもの虹研修センター」での研修受講という形式が含まれていると思われる (表VIII)。

(3) 職員のストレス緩和

- ・職員のストレス緩和について、最も多かったのが、「必要に応じて職員が職員診療所の嘱託医等のカウンセリングを受けることができる」であり、34 児相 (72.3%) で該当 (表IX)。
- ・「その他」で 12 児相が該当。その記述内容を見ると、「会議実施」「負担大きい職員は他職員がカバー」「困難なケースで複数担当制」など、担当者やケースの状況に応じて、誰かがカバーに入るという方法で、特定の職員にストレスがかかり過ぎないような対策が採られていることがわかる (表IX、その他の内容)。
- ・「特に実施していない」は 7 児相 (表IX)。

【調査票B】(回答者：すべての児童相談所)

(1) 相談受理件数

- ・156 の児相から回答を得た。
- ・養護相談は全ケース数の 2 割強 (22.2%) であり、そのうちの半数 (48.9%) が虐待相談となっている (表II)。
- ・数値上では相談受理総数の 1 割程度である虐待のケースが、以下の専門職配置等からも推察できるように、多大な労力と多角的な対応が求められている。

(2) 虐待対策班の有無

- ・虐待対応専門組織・担当の配置は半数を超えており (87/156=55.8%) (表III)
- ・組織名称に、虐待対応、虐待対策等「虐待」を明示している (53/65=81.5%)。他には「相談」「支援」「サポート」等 (表IV)。
- ・初期介入 65.5%ないしは全般的 58.3%と、6 割前後の担当者・組織が直接的な相談援助活動

を行っている（表V）。

- ・深刻なケースへの対応（25.0%）、担当者への助言（スーパーバイズ）（32.1%）、研究・政策的な役割を期待されている（28.6%）（表V）。
- ・専門的かつ多角的な対応の必要性から専門組織・担当者の配置が進んでいるが、約2/3は実動部隊として専門性と経験を生かすことを求められており、約1/3は後方支援部隊として、虐待対応の有効性を高めるべく環境の設定や調整、重篤なケース対応援助などを期待されている。職域を越え虐待ケースへの対応に特化する姿勢は組織・担当者名称にも表れているが、被援助者への配慮から「虐待」という言葉をあえて用いなかったり、被援助者には別名称を名乗ったりしているところもある。

（3）非行対策班の有無

- ・非行対策班の設置は14.3%（表VI）。
- ・組織名称に、家庭支援、地域支援、養護、虐待対応、といった言葉が含まれている所がある（表VII）。
- ・非行対策班は、大半が直接的援助を期待されている（表VIII）。
- ・設置割合は高くないが、専門的対応が要請されている状況が伺われる。求められる専門性は、虐待対応と重複する点が多く、非行の背景に共通した養護性の土壤があることが予想される。そのあたりは組織名称にも「家庭支援」「地域支援」「養護」「虐待対応」という文言が使われているところがあることからも伺われる（実際に虐待対応と同組織である児相もあり）（表VIII）。

（4）精神科医の配置状況

- ・何らかの形で精神科医が配置されている所は9割を超え（144/155=92.9%）、協力医療機関の存在も含めるとほぼ10割近くに達する（未記入3ヶ所）（表IX）。
- ・常勤配置は6.8%（9/132）、他は兼務・非常勤・嘱託等。兼務・非常勤・嘱託医の月平均勤務日数は4日前後（表X）。
- ・臨床経験は平均12.5年、10年未満が半数（中央値=10.0年）（表XI）。
- ・精神科医の配置ないしは協力医療機関との連携も含め、精神科医との接点は確保しているものの、また常勤配置は少なく、乳幼児健診の精査や特別児童扶養手当の診断書作成等他事業の絡みで雇用されている医師等が含まれている可能性がある。嘱託医等の平均勤務日数は月4日であり、必要なときに活用できるかという点でも、現状の体制は必ずしも十分であるとは言えない。「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」報告書では児童相談所の人材は5年から10年というスパンの経験が必要との提言がなされているが、配置された精神科医の児童分野の臨床経験は半数が10年未満であり、児童相談所業務への従事期間はさらに短いと予想されることを鑑みると、人材の確保のみならず児童相談所領域での医師の経験の蓄積等も重要な課題になってくると思われる。

（5）虐待に対する診断体制

- ・何らかの形で虐待受傷の診断ができる医師が確保できているのは6割弱（88/154=57.1%）。

66児相は「ない」と回答（表XIII）。

- 虐待受傷診断後に、協力を依頼できる医療機関を持っている所（監察医、法医学の見地からの診断を含む）は45.4%（表XIII）。
- 虐待受傷診断できる医師・医療機関がある児相のうち、セカンドオピニオンとして協力を依頼できる医療機関を持っているところは35.5%（表XIV）。
- 初期介入時の受傷規定が不十分であった場合、その後の対応に多大な困難を引き起こすことが予想されるが、虐待用件では医師・医療機関と接点をもてない児相もあり、早急に確保される必要がある。

（6）弁護士との連携

- 9割の児相が連携体制を確保しているが、月1～2日程度（表XV）。
- 9割以上の児相が弁護士との連携体制を確保しているが、医師と同様、必要が生じたときに随時対応が求められるか、という点が課題になっている。現状では28条絡みであったり重篤なケースについての相談が主になっているが、行政機関としての業務遂行にあたり、特に虐待ケースはいかなる場合も調査や援助方針の決定に際して法的観点からの助言が重要であり、対応できる体制の確保が求められる。

（7）夜間休日の相談体制

- 半数以上の所（88/154）中間管理職以上の職員が夜間対応（表XVII）。
- 電話相談、一時保護所、警備員等の活用により、24時間連絡を受けられる体制をとっている児相もあるが、そこでできる対応は一次的な連絡の受理までにとどまる場合が多い（表XVII-e）。
- 児童福祉司等が夜間当番制を敷いている所もあるが、勤務時間外の対応を前提としている。勤務としてローテーションを組んでいるのは、「22時まで」の限定つきだが1箇所記載があるのみ（表XVII-e）。
- 休日児童福祉司が待機しているのは7/153（夜間児童福祉司が宿直しているのは7/154）（表XVII）
- 24時間電話連絡等の受付が可能な体制を作る取り組みがなされているが、24時間ローテーション勤務を組んでの確保ではなく、ほとんどの場合、必要が生じれば休日を含め勤務時間外に対応することが前提の体制になっている。仮に当番制であっても誰かが勤務時間外に対応する状況には代わりがない。宿直体制を組んでいる児相もあるが、夜勤ではないことから、夜中に対応せざるを得なかつた場合でもその前後の日中は通常の業務を求められることが多く、場合によっては睡眠時間が保証されない中で24時間以上にわたって連続して緊張を強いられる業務への従事を余儀なくされるという可能性も生じている。求められる対応に即した人員の配置がなされていない状況が浮き彫りになっている。

（8）職員の配置

- 児童福祉司対児童心理司の割合は約2：1（表XX-I）

- ・児童福祉司の人員不足に加え、児童心理司の増員も課題としてあげられている。配置基準については全国一律ではなく、地域における他資源の充足度や管内面積など様々な条件が考慮されるべきとの意見もあり、地域の実情をどう汲み上げて行くかが課題となっている。医師や弁護士も含めて多角的に専門職種を配置するにはある程度のスケールメリットが必要だが、規模が大きくなることで組織成員間のコミュニケーションを図るにあたって困難度が高まることから、児童相談所の適正規模についても地域性を鑑みながら検討される必要がある。

【調査票 C】(回答者：各児童相談所の所長、児童福祉司、児童心理司)

(1)児童相談所長

- ・計 150 人から回答があった。
- ・児童相談所における勤務年数は平均 9.6 年（中央値 = 7 年）となっているが、標準偏差が 8.53 とばらつきが大きくなっている（表 2）。
- ・本庁での福祉行政事務を除く児童福祉分野における勤務年数は 13.2 年、本庁での福祉行政事務における勤務年数は 2.9 年となっている（表 3、表 4）。
- ・大学等での専攻は、「その他」が最も多く 42 人（29.6%）、次いで「社会福祉学」30 人（24.6%）、「心理学」30 人（21.1%）、「教育学」16 人（11.3%）等の順となっている（表 1 1）。
- ・所持する資格では、社会福祉主事が最も多く 79 人（56.8%）、次いで教諭 29 人（20.9%）、心理職 19 人（13.7%）、社会福祉士 17 人（12.2%）等の順となっている（表 1 2）。
- ・福祉専門職としての採用状況では、「採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用。受験資格は一般職とは別枠の資格又は経験要件」が最多で 56 人（43.8%）、次いで「一般行政職」39 人（30.5%）、「採用時点で、一般行政職と分け、心理職として採用」15 人（11.7%）、「採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用。受験資格は一般職と同様」12 人（9.4%）などの順となっている（表 1 3）。
- ・任用資格では、「児童福祉司として 2 年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後 2 年以上所員として勤務した者」が最も多く 55 人（42.3%）、次いで「大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者」46 人（35.4%）、「前各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者であつて、厚生労働省令で定める者」25 人（19.2%）、「社会福祉士」15 人（11.5%）等の順となっている（表 1 4）。
- ・前職では、「児童相談所」49 人（33.1%）及び「上記以外の福祉現場」36 人（24.3%）で過半数を占めており、これら以外は「福祉事務所」14 人（9.5%）、「保育園・所」14 人（9.5%）、「本庁の児童福祉以外の福祉担当部署」12 人（8.1%）、「その他」12 人（8.1%）、「本庁の児童福祉担当部署」7 人（4.7%）等、多様である（表 1 5）。

(2)児童福祉司

- ・1,541 人から回答があった。
- ・児童相談所での勤務年数は平均 5.4 年（中央値 = 3 年）であるが、標準偏差が 5.56 とばらつきが大きくなっている。
- ・本庁での福祉行政事務を除く児童福祉分野における勤務年数は 8.4 年、本庁での福祉行政

事務における勤務年数は1.5年となっている（表17）。

- ・調査時点での平均担当事例数は61.0件、内虐待18.1件、非行4.6件となっている（表20、表21、表22）。
- ・虐待対策班・担当に「所属している」者215人（17.1%）、「所属していない」者961人（76.2%）、「所属しているが兼務」85人（6.7%）となっている。非行対策班・担当では「所属している」者49人（4.0%）に止まっており、「所属していない」者1,126人（91.8%）、「所属しているが兼務」51人（4.2%）となっている（表23、表24）。
- ・スーパーバイザーである者は178人（13.4%）であり、スーパーバイザーでない者1,048人（79.0%）、スーパーバイザーと児童福祉司の業務を兼ねている者100人（7.5%）となっている（表25）。
- ・大学での専攻は、「社会福祉学」が最も多く499人（33.6%）、次いで「その他」370人（24.9%）、「心理学」160人（10.8%）、「教育学」156人（10.5%）、「大学未進学」161人（10.8%）等の順となっている（表26）。
- ・所持する資格では、社会福祉主事が最も多く858人（58.6%）、次いで社会福祉士292人（19.9%）、教諭284人（19.4%）等の順となっている（表27）。
- ・福祉専門職としての採用状況では、「採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用。受験資格は一般職とは別枠の資格又は経験要件」が最多で576人（48.8%）、次いで「一般行政職」436人（36.9%）となっており、両者で大半を占めている（表28）。
- ・任用資格では、「大学において、心理学・教育学・社会福祉学等を修めた者」が最も多く667人（48.7%）、次いで「社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者」326人（23.8%）、「社会福祉士」194人（14.2%）等の順となっている（表29）。
- ・前職では、「上記以外の福祉現場」が最も多く382人（25.1%）、次いで「児童相談所」304人（20.0%）、「福祉事務所」217人（14.3%）、「保育園・所」201人（13.2%）などの順となっている（表31）。

（3）児童心理司

- ・642人から回答があった。
- ・児童相談所での勤務年数は平均7.4年（中央値＝5年）であるが、標準偏差6.98とばらつきが大きくなっている（表33）。
- ・本庁での福祉行政事務を除く児童福祉分野における勤務年数は8.9年、本庁での福祉行政事務における勤務年数は0.8年となっている（表34、表35）。
- ・調査時点での平均担当事例数は29.6件、内虐待8.3件、非行3.9件となっている（表36、表37、表38）。
- ・虐待対策班・担当に「所属していない」者500人（93.6%）と大半を占めており、「所属している」者は15人（2.8%）、「所属しているが兼務」は19人（3.6%）に過ぎない（表39）。
- ・スーパーバイザーである者は24人（4.4%）に過ぎず、スーパーバイザーでない者493人（90.0%）、スーパーバイザーと児童心理司の業務を兼ねている者31人（5.7%）となって

いる（表41）。

- ・大学での専攻は、「心理学」が最も多く505人(78.5%)、次いで「教育学」67人(10.4%)、「社会福祉学」38人(5.9%)等の順となっている（表42）。
- ・所持する資格では、心理職406人(65.7%)が最も多く、次いで社会福祉主事110人(17.8%)、特になし70人(11.3%)等の順となっている（表43）。
- ・福祉専門職としての採用状況では、「採用時点で、一般行政職と分け、心理職として採用」が最多で326人(55.7%)、次いで「採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用。受験資格は一般職とは別枠の資格又は経験要件」121人(20.7%)、「採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用。受験資格は一般職と同様」57人(9.7%)等の順となっている（表44）。
- ・任用資格では、「大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者」が圧倒的に多く497人(86.9%)となっているが、「該当なし」も38人(6.6%)いる（表45）。
- ・前職では、「上記以外の福祉現場」257人(40.5%)及び「児童相談所」184人(29.0%)で過半数を占めている（表46）。

【調査票D】（回答者：各児童相談所の所長）

(1)児童福祉司の専門性の現状に対する評価（表1）

- ・児童福祉司の専門性について各児童相談所長の意見を5段階評価で求めたが、最も評価点の高かったのは「ソーシャルワーカーとしての価値観と倫理観」であり、平均得点3.63となっている。この項目は「5」と「4」が選択された項目の中でもそれぞれ最も回答数が多くなっており、「5」では16人（「5」を選択した児童相談所の10.7%）、「4」では80人（同53.3%）が選択している。次いで、評価得点が高かったのは「関係機関とのコーディネート力」3.35、「個別ケースでの面接技術」3.33などとなっている。
- ・逆に評価得点が低い項目では「虐待をする親へのグループ指導」2.03、「虐待をする親へのカウンセリング」2.57であり、「5」を選択した児童相談所長は皆無となっている。さらに、「家族再統合に向けてのペアレンティング」2.27、「心的外傷のアセスメントとペアレンティング」2.38、「愛着関係のアセスメントとケアプログラム」2.44なども評価得点が低くなっている。これらはいずれも家族再統合に関連する項目であり、新たに取組みが求められているものであり、これらの項目について特に「不十分である」にシフトしている様子が伺える。
- ・全体的に見ると、「4」と「5」を合わせた割合が半数を超えているのは、「ソーシャルワーカーとしての価値観と倫理観」だけであり、児童相談所に求められている専門性に対して、全体的な力量不足を認識していることが分かる。

(2)児童福祉司の専門性について今後充実が必要と思う項目（表2）

- ・今後充実が必要と思われる項目について上位5位を尋ねたが、第1位で最も多かったのは「個別ケースでの面接技術」28人（第1位に上げられた項目の18.7%）、次いで「的確なアセスメ

ント」26人（同17.3%）、「執務経験に裏付けられた知識・経験」25人（同16.7%）などとなっており、第2位で最も多かったのは「的確なアセスメント」22人（同14.7%）、「執務経験に裏付けられた知識・経験」16人（10.7%）などであり、基礎的な部分での専門性の充実が求められている。

- ・一方、最近新たに取組みが求められつつある「家族再統合に向けてのペアレンティング」や、「地域機関へのコンサルテーション能力」などは低い率に留まっている。

(3)児童心理司の専門性の現状に対する評価（表3）

・「的確な心理診断」の値が最も高く3.62、次いで「個別ケースでの面接技術」3.52、「研究・学習により裏付けられた知識・経験」3.47などの順となっている。逆に評価平均得点が低いのは、「虐待をする親へのグループ指導」2.20、「家族再統合に向けてのペアレンティング」2.43などとなっている。

(4)児童心理司の専門性について今後充実が必要と思う項目（表4）

・今後充実が必要と思われる項目について上位5位を尋ねたが、第1位で最も多かったのは「的確な心理診断」33人（第1位に上げられた項目の21.7%）、次いで「虐待事例など複雑な事例に対する診断技術」23人（同15.1%）などであり、第2位で最も多かったのは「虐待事例など複雑な事例に対する診断技術」25人（同16.4%）、次いで「心的外傷のアセスメントとケアプログラム」18人（同11.8%）、「的確なアセスメント」16人（同10.5%）などであり、児童福祉司と同様、診断やアセスメントなど基礎的な部分での専門性の充実が求められている。

- ・一方、最近新たに取組みが求められつつある「家族再統合に向けてのペアレンティング」や「地域機関へのコンサルテーション能力」などは低い率に留まっている。

(5)児童相談所の専門性の現状に対する評価（表5）

・最も評価点の高かったのは「児童相談所以外の関係機関へのコンサルテーション能力」3.31、次いで「個別ケースでの面接技術」3.22、「研究・学習により裏付けられた知識・経験」3.15などとなっている。

・逆に評価得点が低い項目では、「的確なアセスメント」2.41、「関係機関とのコーディネート力」2.41、「ソーシャルワークとしての価値観と倫理観」2.88などとなっている。

(6)児童相談所の専門性について今後充実が必要と思う項目（表6）

・第1位で最も多かったのは「個別ケースでの面接技術」67人（第1位に上げられた項目の44.1%）と際だって多く、続いて「関係機関とのコーディネート力」18人（同11.8%）などとなっており、第2位で最も多かったのは「広い視野と敏感なセンス」32人（同20.8%）、「関係機関とのコーディネート力」26人（16.9%）、「ソーシャルワークとしての価値観と倫理観」22人（14.3%）などとなっている。

【その他の単純集計結果】

(1)相談受理件数に占める虐待相談、非行相談の割合（付表1、付表2）

・虐待相談は10.5%、非行相談は4.9%。平成16年度厚生労働省報告例では、虐待相談9.8%、非行相談5.2%であり、ほぼ同様の率となっている。

(2)スーパーバイザー1人当りの児童福祉司数（付表3）

・スーパーバイザー1人当りの児童福祉司数は5.7人であり、国の配置規準（児童福祉司5人に1人）よりも多くのスーパーバイザーを受け持っていることになる。ただし、才村らが平成13年度に行った調査では、スーパーバイザー1人当りの児童福祉司数は10.5人であり、その後大幅な改善がなされたといえる（注1）。

(3)児童福祉司1人当りの児童心理司数（付表4）

・児童福祉司1人当りの児童心理司数は0.6人となっている。児童心理司の配置要件については特段の規定はないが、心理面に着眼したリスクアセスメントや家族再統合援助、被虐待児童への心理療法等児童心理司の役割は益々重要性を増していることから、配置規準の明確化が求められる。

【クロス集計等の結果】

児童相談に求められると考えられる専門性を表現した項目（調査票D）に係る現在の状況について、どのようなバックグラウンドを持った児童福祉司、児童心理司、及び児童相談所長がどのような評定をしているのかを明らかにすべく、 χ^2 検定等を実施した。有意水準は、 $p<0.001$ ***、 $p<0.01$ **、 $p<0.05$ *とした。

以下有意差のみられた項目について述べる。なお、「高い」「低い」の基準は、各項目の平均値を基準としている（調査票D：表1、3、5参照）。

(1)児童福祉司

① 児童相談所における勤務年数

・ロジスティック分析の結果、児童相談所での勤務年数が長いほど、「個別ケースでの面接技術」及び「的確なアセスメント」に対する評定は高くなる傾向が見られた。（図1-2）

② 資格

・社会福祉士資格の有無と、「個別ケースでの面接技術」「関係機関とのコーディネート力」の回答傾向には関連が見られた。いずれも、社会福祉士資格を有している方が、有していない者たちと比して、評定が高い群に該当する割合が高かった。（表1-2）
・社会福祉主事資格を有しているかどうかと、「虐待をする親へのグループ指導」の回答傾向には関連が見られた。社会福祉主事資格を有している方が、評定が低い群に該当する割合が高かった。（表3）

③ 任用資格

- ・「厚生労働大臣指定の学校・施設を卒業した者」（第1号）であるかどうかと、「虐待をする親へのグループ指導」の回答傾向には関連が見られた。これにより任用されている方が、比較的、評定が高い群に該当する割合が高かった。（表4）
- ・「厚生労働大臣指定の講習会の課程を修了した者」（第1号）であるかどうかと、「的確なアセスメント」の回答傾向には関連が見られた。これにより任用されている方が、比較的、評定が高い群に該当する割合が高かった。（表5）
- ・「大学において心理学・教育学・社会福祉学等を修めた者」（第2号）であるかどうかと、「個別ケースでの面接技術」及び「的確なアセスメント」、「愛着関係のアセスメントとケアプログラム」、「虐待をする親へのグループ指導」の回答傾向には関連が見られた。第2号により任用されている方が、「虐待をする親へのグループ指導」を除いて、比較的、評定が高い群に該当する割合が高かった。「虐待をする親へのグループ指導」に関しては、むしろ第2号で任用されていない方が、評定が高い群に該当する割合が高かった。（表6-11）
- ・「社会福祉士」（第3号）であるかどうかと、「個別ケースでの面接技術」及び「関係機関とのコーディネート」の回答傾向には関連が見られた。第3号により任用されている方が、比較的、評定が高い群に該当する割合が高かった。（表12-13）
- ・「社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者」（第4号）であるかどうかと、「個別ケースでの面接技術」及び「的確なアセスメント」、「心的外傷のアセスメントとケアプログラム」の回答傾向には関連が見られた。第4号により任用されている方が、比較的、評定が高い群に該当する割合が高かった。（表14-17）
- ・「各号に準ずる者」（第5号）であるかどうかと、「個別ケースでの面接技術」の回答傾向には関連が見られた。第5号により任用されている方が、比較的、評定が高い群に該当する割合が高かった。（表18）
- ・資格要件に関して、第1号から第5号までに「該当なし」であるかどうかと、「関係機関とのコーディネート力」の回答傾向には関連が見られた。「該当なし」である方が、比較的、評定が高い群に該当する割合が高かった。（表19）

（2）児童心理司

- ・社会福祉主事資格を有しているかどうかと、「的確な心理診断」及び「虐待事例などの複雑な事例に対する診断技術」、「家族再統合に向けたペアレンティング」の回答傾向には関連が見られた。社会福祉主事資格を有している方が、「虐待事例などの複雑な事例に対する診断技術」、「家族再統合に向けたペアレンティング」については、比較的、評定が高い群に該当する割合が高かった。「的確な心理診断」についてのみ、むしろ、社会福祉主事資格を有している方が、評定が高くなる傾向が見られた。（表20-22）

（3）児童相談所長

① 勤務年数

- ・ロジスティック分析の結果、児相での勤務年数が長い児相長ほど、「広い視野と敏感なセンス」

に対して高い評定をする傾向が見られた。(図 3)

② 任用資格

- ・児相長が社会福祉主事資格を有しているかどうかと、「家族再統合に向けてのペアレンティング」の回答傾向には関連が見られた。社会福祉主事資格を有している方が、比較的、評定が低い群に該当する割合が高かった。(表 22)
- ・児相長が心理職であるかどうかと、児童福祉司の行う「愛着関係のアセスメントとケアプログラム」の回答傾向には関連が見られた。心理職である場合の方が、評定が低い群に該当する割合が高かった(表 23)
- ・児相長が社会福祉主事資格を有しているかどうかと、児童福祉司による「個別ケースでの面接技術」の回答傾向には関連が見られた。社会福祉主事資格を有している方が、比較的、評定が低い群に該当する割合が高かった。(表 24)

(4)虐待対策班

- ・ロジスティック分析を行った結果、虐待対策専門の組織があると、虐待ケースの占める割合が高くなることがわかった。(図 4)

(5)精神科医、診断体制

- ・精神科医を配置しているかどうかと、児童相談所の「関係機関とのコーディネート力」の回答傾向には関連が見られた。精神科医を配置している方が、評定が低い群に該当する割合が高かった。(表 25)
- ・精神科医が兼務であるかどうかと、児童相談所の「広い視野と敏感なセンス」の回答傾向には関連が見られた。精神科医が兼務である方が、比較的、評定が高い群に該当する割合が高かった。(表 26)
- ・精神科医が非常勤であるかどうかと、児童福祉司の「的確なアセスメント」の回答傾向には関連が見られた。精神科医が非常勤である方が、比較的、評定が低い群に該当する割合が高かった。(表 27)
- ・精神科医が嘱託であるかどうかと、児童福祉司の「的確なアセスメント」の回答傾向には関連が見られた。精神科医が嘱託である方が、比較的、評定が低い群に該当する割合が高かった。(表 28)
- ・精神科医が嘱託であるかどうかと、児童心理司の「的確なアセスメント」及び「家族再統合に向けてのペアレンティング」の回答傾向には関連が見られた。精神科医が嘱託である方が、「的確なアセスメント」については、比較的、評定が高い群に該当する割合が高かった。「家族再統合に向けてのペアレンティング」については、むしろ嘱託である方が、評定が低くなる傾向が見られた。(表 29-30)
- ・精神科医が嘱託であるかどうかと、児童相談所の「法的な知識」の回答傾向には関連が見られた。精神科医が嘱託である方が、比較的、評定が高い群に該当する割合が高かった。(表 31)
- ・必要時に精神科のサービスを提供してもらう協力医療機関の有無は、児童心理司の「虐待を

する親へのグループ指導」の回答傾向と関連が見られた。当該協力医療機関があると、比較的、評定が低い群に該当する割合が高くなる傾向が見られた。(表 32)

・協力医療機関があるかどうかと、児童心理司の「家族再統合に向けてのペアレンティング」の回答傾向には関連が見られた。協力医療機関があると、比較的、評定が低い群に該当する割合が高くなる傾向が見られた。(表 33)

(6) 専門職

・ロジスティック分析の結果、児童相談所での勤務年数が長いほど、専門職の占める割合が高くなることがわかった。(図 5)

・専門職であるかどうかと、児童福祉司の「個別ケースでの面接技術」「的確なアセスメント」「関係機関とのコーディネート力」「心的外傷のアセスメントとケアプログラム」「愛着関係のアセスメントとケアプログラム」「虐待をする親へのグループ指導」の回答傾向とは関連が見られた。「虐待をする親へのグループ指導」を除いて、専門職である方が、高い群に該当する割合が高かった。(表 35-40)

6 考 察

(1) 児童相談所における勤務年数

・児童相談所における勤務年数は、児童相談所長 9.6 年、児童福祉司 5.4 年、児童心理司 7.4 年であり、特に児童福祉司における勤務年数が短くなっている。虐待事例に係るソーシャルワークでは最低 10 年の経験が必要とよく言われるし、現に今回の調査においても、児童福祉司の専門性について今後充実が必要と思う内容として「執務経験に裏付けられた知識・経験」を挙げた児童相談所長が多く見られたが、実態は大きく乖離していると言わざるを得ない。その要因と対応策の検討が喫緊の課題といえる。

(2) 担当事例数

・平成 18 年 4 月 1 日現在、児童福祉司 1 人が担当している事例数は平均 61.0 件、内虐待が 18.1 件、非行が 4.6 件となっている。才村純らは、平成 15 年度、ソーシャルワーカー 1 人当たりの担当ケース数について国際比較を行っているが、カナダ・オンタリオ州、アメリカ・ニューヨーク州、イギリス、ニュージーランド、韓国では、いずれもソーシャルワーカー 1 人当たりで 12 件～30 件の虐待事例（ニュージーランドでは非行を含む）を担当していることが明らかになっている（注 2）。これらに比較して、わが国では格段にケース数が多いことは明白であり、抜本的な人員の拡充が急がれる。

(3) 児童福祉司の任用方式

・児童福祉司の任用については、半数近くの自治体（中央児相）で専門職採用が行われていることがわかったが、すべての児童福祉司を専門職採用としているわけではないことも示されている。一方で、社会福祉主事等の資格を基礎資格として見なしているところが半数を超えており、心理職採用から児童福祉司の任用へというルートも少なからず見られることなど、児

童福祉司の任用方式はきわめて多様であることがうかがえる。児童相談所が子どもの福祉に関する高度な専門機関として制度的に位置づけられ、弁護士や精神科医の配置の必要性が気付かれている中、児童福祉司の専門性を担保するための方策についても再検討することが求められている。

(4) スーパーバイザーの任用要件

- ・スーパーバイザーの任用については、決まったトレーニング受講や経験年数などがあるわけではなく、経験から見た適性という観点から把握がなされている。しかし、スーパービジョンは児童相談所の適切な対応を確保する観点のみならず、職員の資質向上、メンタルヘルスにとっても不可欠であり、適切な人材配置を図るため、国におけるスーパービジョンの任用要件の明確化が望まれる。
- ・また、スーパーバイザーに対する研修は中央においても実施されてはいるが、より職務に根ざしたきめ細かな研修を実施するには、各自治体においても積極的に実施していく必要があると考えられる。
- ・

(5) 研修

- ・新任児童福祉司／スーパーバイザー研修とも、新任とされる期間はほとんどなく、業務執行状況を見ても、即戦力として期待され、配置されていることがわかった。たとえ前職が児童福祉分野であったとしても、法制度や対応手法等が異なる環境の中で業務を行うわけであり、トレーニングをする期間を設けることは不可欠である。特に、虐待事例への対応では、基礎的な知識の習得→基礎的な技術の習得、専門的な知識の習得→専門的な技術の習得といった体系的・総合的な研修が必要であり、新任に特化された研修の実施は不可欠である。
- ・新任に特化された研修が実施されていないことは、「研修を必要としていない」ということを無論意味するわけではない。研修どころではないほど、児相業務が逼迫していることを勘案して、今後の研修体制を考えなければならないだろう。

(6) 職員のメンタルヘルス

- ・職員のメンタルヘルスについては、公務員として保障されている資源（職員診療所）を活用することができるようになっているが、その一方で、日々のストレスケアは職員相互のフォローアップによってなされていることがうかがえる結果であった。いわばこうした予防的な観点からのストレス緩和も児童相談所においては重要なものであると捉え、十分な職員配置をしていくことが必要であろう。もちろん、PTSD 等の重大な心的外傷を受けた場合に備えて、トラウマケアを専門に担当する医療スタッフを自治体として用意していくことも真剣に検討しなければならないだろう。

(7) 求められる専門性について

- ・各児童相談所長に、児童福祉司、児童心理司、児童相談所の専門性について、現状と今後充実が必要な内容について 5 段階尺度（「1」（不十分である）～「5」（十分である））で尋ねた

が、平均で「4」を超える項目は1つもなく、現状の専門性に対する児童相談所長の評価は高いとは言えない。特に、児童福祉司、児童心理司とも、虐待する親への指導や家族再統合に向けたペアレンティング等の項目に対する評価が低くなっている。

・一方、今後充実が必要な内容として、児童福祉司では「個別ケースでの面接技術」「的確なアセスメント」、児童心理司では「的確な心理診断」「虐待事例など複雑な事例に対する診断技術」などが多く挙げられるなど、基礎的なものが中心となっており、現在その取組みが強く求められている家族再統合に向けた援助については低い比率に止まっている。

・これは、現状の児童相談所が面接技術やアセスメント、診断技術といった基本的な専門性が備わっていない中で、まずその充実が先決問題としてとらえられ、結果的に家族再統合に向けた援助に必要な専門性の獲得にまで期待をもつ余裕がないことの現れとも考えられよう。

・いずれにしろ、児童相談所が期待される職責を果すには、職員数の確保、任用方式・任用資格の改善、スーパービジョン・研修体制の強化等、総合的な支援策が必要となる。

(8)クロス集計結果から

・社会福祉士資格を有する児童福祉司では、有しない児童福祉司より「個別ケースでの面接技術」及び「的確なアセスメント」といった基本的な専門性において児童相談所長の評価が有意に高くなっていること、社会福祉士資格で任用されている児童福祉司の方が他の資格で任用されている児童福祉司よりも「個別ケースでの面接技術」及び「関係機関とのコーディネート」について児童相談所長の評価が有意に高くなっていることなど、社会福祉士に対する児童相談所長の評価は高い。今後、社会福祉士と専門性の関連についてより詳細な分析が求められる。

・児童相談所での勤務年数が長いほど、専門職の占める割合が有意に高くなっており、熟練が必要な児童相談所業務には専門職が必要であることを示唆している。

・さらに、専門職と非専門職では、「個別ケースでの面接技術」「的確なアセスメント」「関係機関とのコーディネート力」「心的外傷のアセスメントとケアプログラム」「愛着関係のアセスメントとケアプログラム」「虐待をする親へのグループ指導」において有意な関連が見られ、「虐待をする親へのグループ指導」を除いて、専門職である方が、評価の高い群に該当する割合が高かったが、このことも専門職の必要性を示唆しているといえる。

・いずれにしろ、専門職であるべきかどうか、任用資格はどうあるべきかについて、長年議論されてきたが、今回不完全ながら初めて実証的なデータを用意できた。今後、一層詳細な分析が必要である。本報告書概要は暫定版であり、主として結果の紹介にとどめたが、今後、詳細な分析を行いたい。

注 1) 才村純他「児童福祉司に対するスーパービジョン等の実態に関する研究」(児童相談所職員の現任研修のあり方等に関する研究(2))、『日本子ども家庭総合研究所紀要』第38集、日本子ども家庭総合研究所、2002

注 2) 才村純他「児童相談所の海外の動向を含めた実施体制のあり方」『児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究』(主任研究者:高橋重宏)、平成14年度厚生労働科学研究報告書第5/7、2003

【調査票A】

自治体

水準	度数	割合
政令市／中核市	11	22.9%
都道府県	37	77.1%
合計	48	100%

欠測値 N 0

I. 児童福祉司の採用と任用

水準	度数	割合
採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する。受験資格にも一般職とは別枠の資格又は経験要件を設けている	23	47.9%
採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する。受験資格は一般職と同様としている	7	14.6%
採用時点で、一般行政職と分け、心理職として採用する。受験資格にも一般職とは別枠の資格又は経験要件を設けている	12	25.0%
採用時点では一般行政職だが、一定の研修を経て、児童福祉司とする	2	4.2%
採用時点では一般行政職だが、希望者を児童福祉司とする	3	6.3%
採用時点では一般行政職だが、社会福祉士の資格を得たものを児童福祉司とする	11	22.9%
採用時点では一般行政職だが、社会福祉主事等の資格を得たものを児童福祉司とする	28	58.3%
その他	21	43.8%
合計	48	100%

その他の内容

- 採用時点で心理職として採用。受験資格は一般職と同様。
- 一般行政職、保健師、保育士。
- 学校教員を児童福祉司として配置。
- 教師、保健師。
- 採用時点では一般行政職、保健師、教師等だが、児童福祉司の任用資格を得た者を児童福祉司とする。
- 採用時点では一般行政職だが、社会福祉主事等の資格を持ち、福祉分野の業務の経験を有する。
- 採用時点では教員、保育士だが、児童相談所での実務経験が1年以上の者。
- 採用時点では教員だが、任用の資格を得たものを児童福祉司とする。
- 採用時点では保育士だが、社会福祉主事の資格を得たものを児童福祉司とする。
- 採用時点では保育士等だが、一定の講習を経て児童福祉司とする。

- 採用時点で児童福祉司として任期付きの任用を行う。
- 採用時点は一般行政職、資格要件を備えたものを児童福祉司とする。
- 児童指導員、教員等の専門職と採用し、児童福祉司の任用資格を得たもの。
- 児童心理司、保健師も児童福祉司としている。
- 児童福祉司資格認定通信教育課程修了者及び心理学専攻の学士。
- 心理職、P S Wとして採用されたが、その後児童福祉司として任用する。
- 精神保健福祉士（採用は保健師）、児童福祉司資格認定通信過程修了（採用は一般行政職）、心理学専修（採用は一般行政職）、社会学専修（採用は一般行政職）。
- 専考職採用制度で給料表は一般行政職。福祉職制度はない。
- 必ずしも採用、任用に明確な基準は定められていないのが現状。
- 保育士として採用され、資格要件を満たしたものを見童福祉司とする。

II-a. 採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する。受験資格にも一般職とは別枠の資格又は経験要件を設けている（割合）

平均	0.69
標準偏差	0.31
平均の標準誤差	0.07
N	23

II-b. 採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する。受験資格は一般職と同様としている（割合）

平均	0.22
標準偏差	0.17
平均の標準誤差	0.07
N	6

II-c. 採用時点で、一般行政職と分け、心理職として採用する。受験資格にも一般職とは別枠の資格又は経験要件を設けている（割合）

平均	0.17
標準偏差	0.15
平均の標準誤差	0.05
N	11

II-d. 採用時点では一般行政職だが、一定の研修を経て、児童福祉司とする（割合）

平均	0.73
標準偏差	0.39
平均の標準誤差	0.28
N	2

II-e. 採用時点では一般行政職だが、希望者を児童福祉司とする（割合）

平均	0.05
標準偏差	.
平均の標準誤差	.
N	1

II-f. 採用時点では一般行政職だが、社会福祉士の資格を得たものを児童福祉司とする（割合）

平均	0.09
標準偏差	0.06
平均の標準誤差	0.02
N	12

II-g. 採用時点では一般行政職だが、社会福祉主事等の資格を得たものを児童福祉司とする（割合）

平均	0.66
標準偏差	0.27
平均の標準誤差	0.05
N	27

II-h. その他（割合）

平均	0.30
標準偏差	0.31
平均の標準誤差	0.07
N	19

III. 新任児童福祉司の研修期間設定の有無

水準	度数	割合
あり	3	6.4%
なし	44	93.6%
合計	47	100%
欠測値 N		1

III. 新任児童福祉司の研修期間

平均	7.00
標準偏差	4.58
平均の標準誤差	2.65
N	3

IV. 新任児童福祉司の研修期間の扱い

水準	度数	割合
児童福祉司として、新任以外の児童福祉司と同様の業務を担当する	40	85.1%
新任児童福祉司として、軽微なケースを担当する	7	14.9%
新任研修期間中は、ケースの主担当をせず、経験の長い児童福祉司と一緒に動く	8	17.0%
自治体組織外部の識者の講義を受講する	7	14.9%
自治体組織内部の経験者の講義を受講する	20	42.6%
その他	10	21.3%
合計	47	100%

欠測値 N

1

IV-d. 自治体組織外部の識者の講義を受講する日数

平均	2.17
標準偏差	0.75
平均の標準誤差	0.31
N	6

IV-e. 自治体組織内部の経験者の講義を受講する日数

平均	5.87
標準偏差	5.24
平均の標準誤差	1.20
N	19

IV-f. その他の内容

- ・ a ではあるが担当地区、担当ケース数を考慮し複数で対応している。
- ・ 児童相談所新任職員研修を実施。6日間フォロアップ研修1日。
- ・ スーパーバイザー等により新任研修を実施、その後OJTを中心にして隨時スーパーバイザー・上司・先輩・児童福祉司により研修をすすめている。・処遇困難ケースの訪問等は上司が同行する。・担当地区を決める際は担当地区の状況を配慮する。
- ・ 1年間を4期に分けた研修の他、児童福祉司としての実地研修を実施している。6ヶ月以降は新任以外の児童福祉司と同様の業務を担当する。
- ・ H18開設したばかりで、新任児童福祉司の対応は今後検討。
- ・ 外部講師と内部経験者による3日間の研修受講。
- ・ 原則として3ヵ月間はS.V.との同行訪問などを行う。
- ・ 児童相談所において、新任職員対象の研修を実施。
- ・ 初めて児相勤務となった場合は、自治体組織内部の5日間の研修。

- ・担当班長と一緒にケースを担当しバックアップしている。
- ・中央福祉学院による児童福祉司資格認定通信課程受講。児童福祉施設での宿泊研修（1泊2日）。
- ・平成18年度開設のため、全員新任。

V. スーパーバイザーの基準

水準	度数	割合
児童相談所で児童福祉司としての職務経験を持つ者	2	4.3%
児童相談所での職務経験を持つ者	0	0.0%
児童福祉分野においての職務経験を持つ者	1	2.1%
児童にかかわらず福祉分野においての職務経験を持つ者	0	0.0%
上記以外の者で、貴自治体における職務経験を持つ者	0	0.0%
特に基準はないが、これまでの福祉分野での経験を基準に適任者を選別し、スーパーバイザーとして配置された者	33	70.2%
特に基準はなく、スーパーバイザーとして配置された者	11	23.4%
合計	47	100%

欠測値 N 1

V-a. 児童相談所で児童福祉司としての職務経験（年間）

平均	5.00
標準偏差	
平均の標準誤差	

N 1

VI-a. 児童相談所で児童福祉司としての職務経験を持つ者（役職名）

水準	度数	割合
課長	2	20.0%
課長補佐	1	10.0%
係長	1	10.0%
次長	1	10.0%
主査	1	10.0%
所長	1	10.0%
地域指導主幹（兼）児童福祉司	1	10.0%
調査指導係長	1	10.0%
副参事	1	10.0%
合計	10	100%

欠測値 N 38

VI-b. 児童相談所での職務経験を持つ者（役職名）

水準	度数	割合
課長	1	14.3%
虐待対策係長	1	14.3%
次長	1	14.3%
主幹	2	28.6%
専門福祉司	1	14.3%
地域指導課長（兼）児童福祉司	1	14.3%
合計	7	100%

欠測値 N 41

VI-c. 児童福祉分野においての職務経験を持つ者（役職名）

水準	度数	割合
課長	1	16.7%
係長	1	16.7%
主査	2	33.3%
所長補佐	1	16.7%
地域指導専門員（兼）児童福祉司	1	16.7%
合計	6	100%

欠測値 N 42

VI-f. 特に基準はないが、これまでの福祉分野での経験を基準に適任者を選別し、スーパーバイザーとして配置された者（役職名）

水準	度数	割合
課長	2	7.1%
課長、チームリーダー	1	3.6%
課長、課長補佐、次長、主任主査	1	3.6%
課長・班長	1	3.6%
係長	2	7.1%
参事・補佐	1	3.6%
子ども相談課長	1	3.6%
児童指導専門員	1	3.6%
児童相談員課長	1	3.6%
児童福祉係長	1	3.6%
児童福祉専門員	1	3.6%
次長、課長	1	3.6%
主幹	2	7.1%
主幹・参事	1	3.6%
主幹・相談課長	1	3.6%
主席児童福祉司	1	3.6%
主席児童福祉司及び係長	1	3.6%
主任児童福祉司	1	3.6%
所長兼相談課長・相談判定課長等	1	3.6%
専門員	1	3.6%
相談判定課長	1	3.6%
相談判定課長相談支援判長	1	3.6%
担当部長	1	3.6%
班長・スーパーバイザー	1	3.6%
合計	28	100%

VI-g. 特に基準はなく、スーパーバイザーとして配置された者（役職名）

水準	度数	割合
家庭支援課長	1	11.1%
課長	1	11.1%
課長、専門監	1	11.1%
課長・係長	1	11.1%
児童健全育成主査	1	11.1%
児童相談係長	1	11.1%
主幹兼係長	1	11.1%
担当課長	1	11.1%
副主幹以上	1	11.1%
合計	9	100%
欠測値 N	39	

VI-a. 児童相談所で児童福祉司としての職務経験を持つ者（人数）

平均	2.50
標準偏差	2.01
平均の標準誤差	0.64
N	10

VI-b. 児童相談所での職務経験を持つ者（人数）

平均	2.29
標準偏差	1.80
平均の標準誤差	0.68
N	7

VI-c. 児童福祉分野においての職務経験を持つ者（人数）

平均	3.50
標準偏差	3.21
平均の標準誤差	1.31
N	6

VI-f. 特に基準はないが、これまでの福祉分野での経験を基準に適任者を選別し、スーパーバイザーとして配置された者（人数）

平均	6.38
標準偏差	4.35
平均の標準誤差	0.81
N	29

VI-g. 特に基準はなく、スーパーバイザーとして配置された者（人数）

平均	5.78
標準偏差	3.93
平均の標準誤差	1.31
N	9

VI-a. 児童相談所で児童福祉司としての職務経験を持つ者（割合）

平均	0.45
標準偏差	0.31
平均の標準誤差	0.10
N	10

VI-b. 児童相談所での職務経験を持つ者（割合）

平均	0.35
標準偏差	0.20
平均の標準誤差	0.08
N	7

VI-c. 児童福祉分野においての職務経験を持つ者（割合）

平均	0.42
標準偏差	0.16
平均の標準誤差	0.07
N	6

VI-f. 特に基準はないが、これまでの福祉分野での経験を基準に適任者を選別し、スーパーバイザーとして配置された者（割合）

平均	0.95
標準偏差	0.16
平均の標準誤差	0.03
N	29

VI. 児童福祉司（人数） ÷ スーパーバイザー（人数）

平均	6.08
標準偏差	4.89
平均の標準誤差	0.73
N	45

VI-g. 特に基準はなく スーパーバイザーとして配置された者（割合）

平均	0.90
標準偏差	0.20
平均の標準誤差	0.07
N	9

VII. スーパーバイザーの新任研修期間の有無

水準	度数	割合
あり	0	0.0%
なし	44	100%
合計	44	100%

欠測値 N 4

VIII. 新任スーパーバイザーの扱い

水準	度数	割合
スーパーバイザーとして、新任以外のスーパーバイザーと同様の業務を担当する	0	0.0%
新任スーパーバイザーとして、軽微なケースを担当する	0	0.0%
新任研修期間中は、スーパーバイザーとしての発言をせず、スーパーバイズの場に同席する	0	0.0%
自治体組織外部の識者の講義を受講する	6	14.0%
自治体組織内部の経験者の講義を受講する	2	4.7%
その他	5	11.6%
合計	43	100%
欠測値 N	5	

VIII-d. 自治体組織外部の識者の講義（日数）

平均	4
標準偏差	0.7071
平均の標準誤差	0.3162
N	5

VIII-e. 自治体組織内部の経験者の講義（日数）

平均	2
標準偏差	0
平均の標準誤差	0
N	2

VIII-f. その他の内容

- ・係長として係員の指導を行う。
- ・今後検討。
- ・子どもの虹研修センターの講義を受講。
- ・子どもの虹情報研修センターのスーパーバイザー研修に参加。
- ・神奈川県からの派遣職員。

IX. 職員のストレス緩和のための工夫・環境

水準	度数	割合
必要に応じて職員がカウンセリングを受ける費用を負担	0	0.0%
必要に応じて職員が職員診療所の嘱託医等のカウンセリングなどを受けることができる	34	72.3%
職員の持つケースの数に上限を設けている	0	0.0%
新たに配属された職員には、スーパーバイザー以外にメンター（相談等にのる担当者、上司）を決めている	6	12.8%
全てのケースに対して、複数担当制をとっている	4	8.5%
その他	12	25.5%
特に実施していない	7	14.9%
合計	47	100%
欠測値 N	1	

その他の内容

- ・①ストレスチェック票、パンフレット等の配布を通じてメンタルヘルスの意識がけ。
- ②長時間超勤者に対して産業医等による健康相談、保健指導の実施。
- ③希望者に対しては精神科医師、産業カウンセラーによる相談機会の確保。
- ・グループ制を探って、負担の偏重をなくすよう対応している。
- ・援助方針会議を毎週1回以上開催し、重要案件のケースについて所長以下複数人で方針を決定している。
- ・外部カウンセラーの定期的（1／2M）な訪問によるケア。
- ・虐待等、負担の大きいケースは複数担当制とし、係長相当職以外で適宜対応を確認している。
- ・虐待等の対応困難な事例は複数で対応している。また、18年度から地区を担当としない職員を班長補佐（スーパーバイザー）を各所に配置した。
- ・個別ケースごとにワーカー、心理（一保）の職員がチームを組んでいる。
- ・困難なケースに対し、複数担当制をとっている。
- ・遅番勤務体制を導入。
- ・特定職員に相談が集中した場合は他職員がカバーする。
- ・毎週スーパーバイザーの指導のもと、ケースカンファレンスを実施。
- ・毎週末に受理会議を開催し、一部職員に負担がかからないよう配慮している。

【調査票 B】

I. 管轄面積

平均	2245.4
標準偏差	2717.6
平均の標準誤差	218.3
N	155

I. 管轄人口

平均	77.25729
標準偏差	76.56961
平均の標準誤差	6.150219
N	155

I. 18歳以下人口

平均	14.07604
標準偏差	15.18756
平均の標準誤差	1.223849
N	154

II. 相談受理件数

平均	1538.4
標準偏差	1066.3
平均の標準誤差	87.1
N	150

II. 養護相談

平均	341.3
標準偏差	243.4
平均の標準誤差	19.8
N	151

II. うち虐待

平均	166.8
標準偏差	139.4
平均の標準誤差	11.3
N	151

II. 非行相談

平均	80.4
標準偏差	71.7
平均の標準誤差	5.8
N	151

II. その他の相談

平均	1048.4
標準偏差	843.0
平均の標準誤差	69.1
N	149

III. 貴児童相談所には、児童虐待に対応するための専門の組織・担当が設置されていますか

水準	度数	割合
組織	56	35.9%
組織はなく担当者	31	19.9%
設置されていない	69	44.2%
合計	156	100%

欠測値 N 0

IV. 組織名称

- ①虐待防止対策班
- ②親子支援チーム
- 4班（初期調査）心理支援係（虐待を受けた）施設入所児に対するフォロー及び親指導。
- 虐待・DVサブグループ
- 虐待DV相談サブグループ
- 虐待チーム
- 虐待相談グループ（初期対応）、第1及び第2相談グループ
- 虐待対応グループ
- 虐待対応チーム
- 虐待対応課
- 虐待対応推進チーム
- 虐待対応総務ユニット
- 虐待対応担当
- 虐待対応担当（グループ）
- 虐待対策係
- 虐待対策班
- 子ども救援隊
- 指導係
- 児童虐待、DV対応班
- 児童虐待・企画担当
- 児童虐待緊急対応チーム
- 児童虐待専門チーム
- 児童虐待対応チーム
- 児童虐待対応専門チーム
- 児童虐待対応担当
- 児童虐待対応担当課
- 児童虐待対策・相談班
- 児童虐待対策スタッフ
- 児童虐待対策担当
- 児童虐待対策班
- 児童虐待等早期対応班
- 児童第二係
- 相談援助課援助係虐待対応班
- 相談課
- 地域相談担当、虐待対応担当
- 未来っ子サポートチーム

IV. 担当職名

- ・A、Bブロック虐待対応チーフ、虐待対応協力員
- ・ケースワーカー、心理職、保健士
- ・チームリーダー（班長兼務）、スーパーバイザー、チーム職員2人、保健師（判定指導班長兼務）、児童心理司（心理職が一般との兼務）
- ・家庭支援班長（CW）、SV、担当CW（CWのみ専任）、保健師、児童心理司
- ・企画指導課、副参事、主査主任
- ・虐待専掌児童福祉司
- ・虐待対応主査、虐待対応児童福祉司、虐待対応協力員
- ・虐待対応担当課長、虐待対応担当
- ・虐待対防止調整担当者、虐待対応協力員
- ・虐待担当児童福祉司
- ・虐待担当児童福祉司、虐待協力員
- ・虐待調整担当者、虐待対応協力員
- ・虐待訪問専門員、虐待対応協力員
- ・児童虐待初期対応担当
- ・児童虐待専掌児童福祉司
- ・児童虐待対応協力員
- ・児童虐待対応専門職
- ・児童虐待対応担当課長、児童虐待対応担当係長、児童虐待相談担当係長、児童福祉司
- ・児童虐待対策幹、児童虐待対応協力員
- ・児童虐待対策幹、児童福祉司、保健師、児童虐待対応協力員
- ・児童虐待等対応協力員
- ・児童健全育成主査、児童福祉司、児童心理司（兼任）、保健師（兼任）、児童虐待対応専門員
- ・児童心理司、児童福祉司
- ・児童専門相談担当主幹、地域連携指導担当主幹
- ・児童相談課長1、上席児童福祉司2、児童福祉司2、児童保護専門員1
- ・児童福祉司
- ・児童福祉司（虐待専掌）
- ・児童福祉司（虐待専掌）、児童虐待対応協力員
- ・児童福祉司（主任専門員、主任主査）、児童虐待対応指導員（嘱託）
- ・児童福祉司（専任2、兼務4）
- ・児童福祉司、虐待対応協力員（非常勤）
- ・児童福祉司、虐待対応協力員（非常勤職員）
- ・児童福祉司、児童心理司
- ・児童福祉司、児童心理司、相談判定課長
- ・児童福祉司、児童心理司、保健師、虐待対応協力員
- ・児童福祉司、心理判定員、虐待対応協力員
- ・児童福祉司、心理判定員、保健師
- ・児童福祉司、心理判定員、保健師、嘱託員
- ・児童福祉司、保健師、児童虐待対応協力員
- ・児童福祉司1、保健師1
- ・児童福祉司2名、虐待対応協力員1名（非常勤）
- ・児童福祉司3人、児童虐待対応指導員（嘱託1人）、女性相談員（嘱託1人）
- ・児童福祉司3人、保健師1人、非常勤嘱託職員2

人

- ・児童福祉専門員、保健師
- ・次長、児童福祉司、児童心理司、相談調査員、児童指導員、児童保護相談員
- ・次長、児童福祉司、相談調査員、児童保護相談員
- ・次長、主幹、技師
- ・主幹
- ・主幹（児童虐待対策担当）
- ・主査（うち教員1名）、主任
- ・主査、主任主事、児童家庭相談員
- ・相談課長、判定課長、副主幹、児童福祉司、心理判定員、保健師
- ・担当児童福祉司、虐待対策協力員
- ・担当部長、担当課長、主任、兼務保健師
- ・副参事（児童福祉司）、主幹（保健師）児童虐待対応協力員
- ・副主幹1、主査2（うち1名は保健師）、主任1、技師1、こども相談員1
- ・副所長、担当部長、担当課長、主任、主事
- ・福祉専門員（福祉職）、保健専門員（保健師）
- ・補佐（総括）兼GL、児童福祉司、主任

V. 相談援助活動上の位置づけ

水準	度数	割合
a. 児童虐待全般に特化して相談援助活動を行なう	49	58.3%
b. 初期介入段階において、相談援助活動を行なう	55	65.5%
c. 深刻な児童虐待に特化して相談援助活動を行なう	21	25.0%
d. 援助困難な虐待相談に対して、担当ワーカーに助言を行う	27	32.1%
e. 貴自治体の虐待相談の統計や、全体的な今後の戦略を練る	24	28.6%
f. その他	12	14.3%
合計	84	100%

欠測値 N

V-f. その他の内容

- ・C A、D Vに関する調査・研究を行う。
- ・学校・幼稚園・保育園等訪問指導をし、市町との連携を図っている。
- ・虐待相談については、地域相談担当と同様に対応しているが虐待対応担当としては虐待相談の統計や地域の状況把握を担っている。
- ・虐待相談に関する統計、資料の作成。
- ・虐待対応担当となってはいるが地域相談担当と同様、地区を分担している。
- ・虐待通報、通告の受理対応。
- ・研修。
- ・指導困難ケースのスーパーバイズ。（虐待に特化せず）
- ・児童虐待全般に特化して担当ワーカーを助務する。
- ・児童虐待相談・通告の受付、児童虐待に係る関係機関との連絡・調整、児童虐待対応の研修会、児童虐待防止の広報。
- ・児童福祉司4名、1名のスーパーバイザー（係長）を配置。相談課長がケース全般の統括を行っている。

- ・児童福祉担当係長
- ・主任主事、主事、子ども生活相談員
- ・上席児童福祉司5、児童福祉司1
- ・同上
- ・非行担当（地域相談課）
- ・非行担当児童福祉司
- ・補佐（統括兼）G L、児童福祉司、主任

VII. 非行相談に対応するための専門の組織の設置

水準	度数	割合
組織	9	5.8%
組織はなく担当者	13	8.4%
設置されていない	132	85.7%
合計	154	100%
欠測値 N	2	

VIII. 組織名称

- ・家庭支援課
- ・家庭支援課（非行相談だけの専門ではない）
- ・家庭支援課、育成支援課
- ・虐待対応グループ
- ・児童相談グループ
- ・児童第三係
- ・第1相談グループ、第2相談グループ
- ・地域支援班
- ・非行チーム
- ・非行担当
- ・非行防止支援チーム
- ・養護・非行チーム

VII. 担当職名

- ・C W 2名、C P 1名
- ・ケースワーカー
- ・児童福祉司
- ・児童福祉司、児童心理司
- ・児童福祉司、心理判定員
- ・児童福祉専門員、児童福祉司

VIII. 相談援助活動上の位置づけ

水準	度数	割合
a. 非行全般に対して相談援助活動を直接行う	20	12.8%
b. 深刻な児童非行に特化して相談援助活動を直接行う	8	5.1%
c. 援助困難な非行相談に対して、担当ワーカーに助言を行う	5	3.2%
d. 貴自治体の非行相談の統計や、全体的な今後の戦略を練る	6	3.8%
e. その他	1	0.6%
合計	156	100%

欠測値 N 0

IX. 精神科医の配置

水準	度数	割合
はい	144	92.9%
いいえ	11	7.1%
合計	155	100%

欠測値 N 1

X. 精神科医の勤務形態

水準	度数	割合
a. 常勤	9	6.8%
b. 兼務	14	10.6%
c. 非常勤	42	31.6%
d. 嘱託	79	59.8%
e. その他	8	6.1%
合計	132	100%

欠測値 N 24

X-b. 日

平均	3.9
標準偏差	3.4
平均の標準誤差	1.3

N 7

X-b. 必要に応じて

水準	度数	割合
選択あり	7	100%
合計	7	100%
欠測値 N	149	

X-c. 日

平均	4.0
標準偏差	2.5
平均の標準誤差	0.4
N	44

X-c. 必要に応じて

水準	度数	割合
選択あり	5	100%
合計	5	100%
欠測値 N	151	

X-d. 日

平均	3.7
標準偏差	2.8
平均の標準誤差	0.3
N	71

X-d. 必要に応じて

水準

選択あり	11	100%
合計	11	100%
欠測値 N	145	

X-e. その他

- ・2ヶ月に1日。
- ・3才児精健雇上医師。
- ・計13日+5hを5人の精神科医師で充当してもらっている。
- ・県立病院より派遣。
- ・広島こども家庭センターの常勤
- ・児童虐待カウンセリング強化事業対応。
- ・児童虐待に行う保護者等への治療 カウンセリング。
- ・中央子ども家庭Cでの常勤。
- ・中央子ども家庭センター所属の勤務医が月1日来所する。
- ・非常勤嘱託医として4名の方に委嘱している。

X-e. 必要に応じて

水準	度数	割合
選択あり	1	100%
合計	1	100%
欠測値 N	155	

X I-配置された精神科医の児童精神科、あるいは児童分野での臨床経験(年)

平均	12.5
標準偏差	10.2
平均の標準誤差	1.0
N	112

X I. 専門

児童精神科 13(25.49%)、児童精神医学 3(5.88%)、①日本老年精神医学専門医、精神保健指定医②精神保健指定医 1 (1.96%)、4人のうち1人はアルコール依存やひきこもりを専門としている。1 (1.96%)、5名の医師が関与しており、個々の状況を把握していない。1 (1.96%)、A医師：一般精神、B医師：児童青年精神医学 1 (1.96%)、P T S D 1 (1.96%)、アルコール・薬物依存症 1 (1.96%)、一般の精神科医 1 (1.96%)、一般の精神科病院長 1 (1.96%)、一般成人の精神科 1 (1.96%)、各々専門分野を持っている。知的、その他発達障害、小児神経症、被虐待(P T S D)等。1 (1.96%)、児童・思春期 1 (1.96%)、児童・思春期、小児神経 1 (1.96%)、児童及び青年期 1 (1.96%)、児童思春期 1 (1.96%)、児童精神 1 (1.96%)、児童精神科(常勤) 1 (1.96%)、児童精神科領域 1 (1.96%)、児童青年精神科 1 (1.96%)、児童全般 1 (1.96%)、実地精神科医療 1 (1.96%)、小児自閉症 1 (1.96%)、小児精神科、児童精神科 1 (1.96%)、小児精神神経科 1 (1.96%)、障害関係 1 (1.96%)、常勤医 1 名(10年以上) 非常勤医 3 名のうち2名児童精神科(10年以上) 1 (1.96%)、嘱託医の所属する病院は、先代院長の代から自閉症の療育も行っており、発達的な面からも係ることができる。1 (1.96%)、神経科、精神科を標榜する精神科医 1 (1.96%)、精神科 1 (1.96%)、精神科医(一般)、総合支援部の医師は児童精神科専門医師 2 名、各々数年以上の臨床経験有り。1 (1.96%)、精神神経科 1 (1.96%)、精神保健活動 1 (1.96%)、総合失調症の治療 1 (1.96%)、発達障害 1 (1.96%)、発達障害等 1 (1.96%)、不明 1 (1.96%)、

X-e. 日

平均	1.9
標準偏差	1.5
平均の標準誤差	0.5
N	8

X II-必要時に精神科のサービスを提供してもらう協力医療機関の有無

水準	度数	割合
あり	78	50.3%
なし	77	49.7%
合計	155	100%
欠測値 N	1	

X III. 虐待による受傷と診断できる医師の配置、あるいは協力医療機関がありますか

水準	度数	割合
a. 医師の配置がある	15	9.7%
b. 協力医療機関がある	53	34.4%
c. 監察医の診断が得られる体制がある	6	3.9%
d. 監察医の診断以外で、法医学の見地から診断を得られる体制がある	11	7.1%
e. その他	20	13.0%
f. ない	66	42.9%
合計	154	100%

欠測値 N 2

X III-e. その他の内容

- ・ケース毎に一般病院・医院に受診し診断。
- ・各児童所に児童虐待プロジェクトチームの医師が協力。
- ・協定等はしていないが、必要に応じて近隣にある市立病院を利用している。
- ・協力医療機関ではないが、小児専門病院との協力体制をとっている。
- ・協力医療機関としての設定はないが、日常的に協力的な病院はある。
- ・軽微なものは児相と同一の建物内にある診療所にて受診可能。医師は児相の兼務でもある。
- ・兼務の小児科医（県立病院）に依頼している。
- ・県立病院より派遣。
- ・個別に対応。
- ・処遇検討専門会議の委員に小児科医1名が委嘱されており、助言を求めることができる。
- ・小児科嘱託医が開業されており、診断をお願いしている。
- ・嘱託の小児科医2名あり。（必要に応じて診察）
- ・精神科医や心理の虐待対応専門委員制度。
- ・中央児童相談所の常勤医師（小児科）に依頼する。
- ・非常勤月4日（2h）小児科医
- ・必要がある場合に、都の中央児相で一括して依頼する制度がある。
- ・保健所長（内科医）が兼務している。

X IV. 虐待による受傷の診断があった場合のセクンドオピニオンとして協力を依頼できる医療機関の有無

水準	度数	割合
あり	54	35.5%
なし	98	64.5%
合計	152	100%

欠測値 N 4

X V. 弁護士との連携体制

水準	度数	割合
a. 顧問契約を結んで、必要なときに随時相談にのってもらう	21	13.7%
b. 非常勤として勤務している	11	7.2%
c. 1日単位で相談にのってもらう	15	9.8%
d. 1件単位で相談にのってもらう	47	30.7%
e. 法第28条申立の代理人	15	9.8%
f. その他	62	40.5%
g. 弁護士との連携体制はない	13	8.5%
合計	153	100%

欠測値 N 3

X V-a. 円

平均	37262
標準偏差	21398
平均の標準誤差	5935

N 13

X V-b. 日勤務

平均	1.944
標準偏差	0.635
平均の標準誤差	0.212

N 9

X V-b. 円

平均	50563
標準偏差	15500
平均の標準誤差	5858

N 7

X V-c. 日

平均	1.025
標準偏差	0.559
平均の標準誤差	0.161

N 12

X V-c. 円

平均	23844
標準偏差	8586
平均の標準誤差	2147

N 16

X V-d. 日

平均	1.794
標準偏差	3.133
平均の標準誤差	0.639

N 24

X V-d. 円

平均	10179
標準偏差	5764
平均の標準誤差	1177

N 24

X V-e. 件

平均	2.714
標準偏差	3.251
平均の標準誤差	1.229

N 7

X V-e. 円

平均	166600
標準偏差	137431
平均の標準誤差	61461

N 5

X V-f. その他の内容

- ・1回21000円／2hで年間6回（奇数月）+随時。
- ・1件単位で相談にのってもらう。30分5000円。
- ・1時間10000円、電話相談1件2000円
- ・1時間単位で相談にのってもらう。1時間500円。
- ・1時間当たり5000円
- ・2月に1回法律相談。
- ・30分8000円。
- ・30分単位5000円。
- ・capNA弁護団と委託契約。
- ・アドバイザーとして委嘱している。相談件数に応じて費用弁償する。
- ・あらかじめ協力できる弁護士を名簿登録しておき、必要に応じて相談にのってもらう。（H17年度から）1日10000円。
- ・あらかじめ指定した弁護士に、必要な時に随時相談。
- ・ケース・マネジメント・アドバイザ事業として、時給5000円×3h×20回=300000円
- ・ケースアドバイザ事業の一環として、必要なケースに対して、その都度相談をしている。1時間5000円。
- ・虐待相談援助チームとして連携。
- ・協力弁護士として登録、児童虐待対応プロジェクトチーム委員に委嘱。
- ・契約は結んではないが、随時必要な相談・支援

を得られる関係にある。（報償費5000円／30分）

- ・県が児童虐待関連団体の弁護団に事業として委託。
- ・県で契約。
- ・県として依頼している弁護士があり、相談した場合は時間により報償費を支払う。
- ・県の虐待防止ネットワーク事業の一環として開催している「処遇検討専門会議」の専門委員を弁護士に依頼し、助言を得ている。
- ・県の法律相談事業として必要時対応。30分5千円。
- ・県顧問弁護士に必要に応じて相談。年数回、無料。
- ・顧問として必要なときに随時相談にのってもらう。1時間9000円。
- ・顧問契約を結んでいて、必要なときに1時間5,000円で随時相談に乗ってもらう。
- ・顧問弁護士委嘱予定。（月額50000円）
- ・山梨県が契約している顧問弁護士を利用すれば利用する。
- ・山梨県が契約している顧問弁護士を必要な都度利用している。
- ・子育て支援専門家チームに属する弁護士。報償費1回（2時間）2万円。
- ・市の顧問弁護士に相談する。
- ・事例に応じて相談に応じてもらう。
- ・児童虐待プロジェクトチームの弁護士。
- ・児童虐待対応プロジェクトチーム委員に委嘱。必要に応じて会議や電話で助言をもらう。
- ・児童虐待対応専門員として委嘱し、予算の範囲内（年9回）で相談。
- ・児童虐待法的対応機能強化事業による。
- ・児童相談センターにおいて、県内2名の弁護士との協力関係を結び、必要な相談・支援が受けられるよう体制を整えている。（報償費5000円／30分）
- ・児童相談所法律相談実施事業。
- ・児童福祉審議会処遇専門部会の委員として委嘱しており、月1回相談することが可能。
- ・時間単位で相談、30分5000円。
- ・時間単位で相談にのってもらう。1時間10500円。
- ・宗教がらみの虐待ケースについて、特定の弁護士の指導・助言をうけている。（有料）
- ・処遇検討専門会議の委員に弁護士が委嘱されており、必要に応じて助言を求めることができる。1日8100円。
- ・嘱託で必要に応じて相談している。
- ・地区弁護士会へ連絡すれば弁護士を紹介してもらえる体制となっている。
- ・中央児童相談所に配置されている弁護士に相談にのってもらう。
- ・中央児童相談所の嘱託弁護士に協議している。
- ・中央児童相談所虐待防止対策班、非常勤弁護士と

の連携。

- ・特に3回処遇方針を決める会議に参加、1回1万円、約2時間。
- ・特定弁護士と契約し、30分5000円の単価で相談にのってもらう。
- ・年3回、中央児相における処遇検討専門会議にて弁護士に相談。
- ・年間360万円で団体に委託。
- ・必要なときには、電話・メール等で相談にのってもらう。
- ・必要なときに相談1回（2時間程度）当たり、20000円。
- ・必要に応じて随時相談に応じてもらう支援体制。（5000円／30分）
- ・不定期。協力弁護士はいる。
- ・部として月4回雇用。当初はその内1回だが、緊急時等には利用可能。
- ・複数の弁護士と嘱託契約し、輪番で相談日を設定している。他必要に応じ随時。25000円／1回（4時間）
- ・平成18年度から中央子ども相談センターが代表し弁護士と契約を結び相談にのってもらう体制ができた。
- ・平成18年度中に連携体制を構築する。
- ・立入調査、一時保護時に弁護士の立会い、助言～県弁護士会との協定書。

X VI-弁護士が関わった延べ日数

平均	3.985
標準偏差	5.981
平均の標準誤差	0.589
N	103

X VI-弁護士が関わった延べ件数

平均	14.005
標準偏差	20.076
平均の標準誤差	1.932
N	108

X VII. 夜間の相談体制

水準	度数	割合
a. 児童福祉司等が宿直している	7	4.5%
b. 中間管理職以上の職員へ連絡が入るような体制を取っている	88	57.1%
c. 虐待対策班に所属する職員へ連絡が入るような体制を取っている	8	5.2%
d. 夜間相談の担当をローテンション等を作り、その日の担当職員へ連絡が入る体制を取っている	22	14.3%
e. その他	50	32.5%
合計	154	100%

欠測値 N 2

X VII-e. その他の内容

- ・①24時間電話相談体制による児童相談員の夜間配置、により対応。②一時保護児童指導による職員の当直体制、により対応。
- ・18年6月から「休日・夜間児童虐待通報ダイヤル」が開始。（県内1ヶ所）6月以降はdで対応予定。
- ・1番目に相談課長、2番目に児童福祉司へ連絡が入る体制。
- ・21時までは、保護所の職員が対応。
- ・24時間体制の電話相談で対応。来所による相談体制はない。
- ・一時保護所、電話相談員が対応し、緊急の場合はそこから各福祉司へ連絡が行く。
- ・一時保護所の宿直を主としているが、電話相談があった際には宿直者が受付けている。
- ・虐待ホットライン（県→社会福祉法人へ委託）へ相談電話が転送される。
- ・虐待相談について「中央」で対応している。ケースの内容によっては「b」に移行する。
- ・虐待防止センターでの24時間電話相談体制。その後必要に応じてbに。
- ・休日、夜間の緊急連絡等は中央児相で受け、必要な場合は各児相と連絡をとる。
- ・緊急携帯2台を職員がローテーションにて持ち、連絡を受けている。
- ・緊急対応の担当当番表を作り、夜間電話対応員又は警備員から緊急対応が必要な場合に、その日の担当職員へ連絡が入り、管理職に協議をしながら対応している。
- ・緊急通報については、非常勤職員が宿直し、電話対応しており、家庭支援班長等に連絡が入る体制を取っている。

- ・緊急連絡網により、中央児相の虐待ホットラインへの通報は、各相へ連絡がとれる体制を取っている。
- ・警備員が受け、担当職員へ連絡が入る体制を取っている。
- ・子ども虐待SOS専用電話を24時間設置している。
- ・児相センター（中央児相）にて夜間警備が担当。緊急の場合、管理職の連絡網をつかって連絡。
- ・児童虐待防止相談員（嘱託）
- ・児童福祉司等へ連絡が入る体制を取っている。
- ・時間外の電話は、中央児相に自動転送され、中央児相に配置された電話相談員が相談を受け、緊急対応が必要な場合のみにローテーションで携帯電話を所持した職員に連絡が入る様になっている。
- ・週3日児童福祉司等が宿直、他の4日は宿直代行員が宿直しており、緊急の場合は連絡網により課長や下職員に連絡が入るようにしている。
- ・宿日直者がいるおりは、宿直者が原則対応、必要に応じ地区担当へ連絡。宿日直者がいないおりは、警備員より地区担当の福祉司等に連絡。
- ・嘱託員のローテーション、虐待等緊急なものは係長以上が順番で所持する携帯に連絡が入る。
- ・嘱託職員を雇用して対応。
- ・嘱託福祉職員が宿直している。
- ・青森県中央児童相談所に情報が入り、管轄の児相へ連絡が入る。
- ・相談事由ごとに、必ず職員に連絡が入るような体制を取っている。
- ・代務員
- ・代務員から中間管理職以上の職員へ連絡が入る体制。
- ・担当福祉司に第1報が入る体制をとっている。
- ・中央Cで初期対応体制を組んでおり、必要に応じ各所に連絡が入り必要な対応を行う。
- ・中央こども家庭相談センター（中央児相）に夜間の相談体制を整備し、県下全域からの相談に応じている。
- ・中央児相の宿直者から、児童福祉司へ連絡が入る。
- ・通常相談については、下記電話相談により対応する。相談時間終了後は一時保護課職員が対応、緊急対応が必要なものは、一時保護課職員が処理後、所定の連絡表により児童福祉司等に連絡する。
- ・通常相談は下記電話相談が対応する。相談時間終了後は、一時保護課職員が対応。緊急対応が必要なものは一時保護課職員が受理後、所定の連絡表により児童福祉司等へ連絡する。
- ・都の中央児相の警備相談員が電話を受ける。緊急の場合は各地域児相の緊急連絡網により連絡をとる。
- ・都の中央児相の警備相談員が電話を受ける。緊急の場合は各地域児相の緊急連絡網により連絡を取る。

- ・閉庁時間の延長（17:15～18:15）、警察からの緊急連絡は保護所に入ることになっている。
- ・保護指導員（非常勤）が受理し、児童福祉司又はスーパーバイザーに連絡。
- ・毎日22時まで、ローテーションにより児童福祉司等を配置している。
- ・夜間、休日については、転送電話となり、契約施設で相談に応じる。尚、相談内容により必要がある場合は、職員へ連絡が入る。
- ・夜間、休日の相談員（3名）配置。
- ・夜間は一旦中央児相に転送され、必要に応じて担当職員に連絡が入る。
- ・夜間相談員（電話対応）の配置。
- ・夜間連絡相談員から緊急連絡網で連絡が入る体制をとっている。
- ・留守番電話で児童相談センターを案内している。緊急対応が必要なものはセンターから所定の連絡表により、児童福祉司等に連絡が入る。
- ・留守番電話を設置し、中央児相へ連絡してほしいとのメッセージを入れている。緊急時は中央児相より当所課長へ連絡が入る。

XVIII. 休日の相談体制

水準	度数	割合
a. 24時間、児童福祉司等が待機している	7	4.6%
b. 時間帯によって、児童福祉司等が待機している	10	6.5%
c. 中間管理職以上の職員へ連絡が入るよう体制を取っている	79	51.6%
d. 虐待対策班に所属する職員へ連絡が入るよう体制を取っている	7	4.6%
e. 夜間相談の担当をローテンション等を作り、その日の担当職員へ連絡が入る体制を取っている	21	13.8%
f. その他	48	31.4%
合計	153	100%

欠測値 N 3

XVIII-f. その他の内容

- ・〔夜間・休日の虐待通告〕については、中央子ども家庭センター（中央児相）に専任チームを配置

して大阪府下全域に対応している。

- ・X VIIと同。
- ・X VIIと同様。電話相談で対応。来所相談の体制はない。
- ・X VIIと同じ。
- ・X VIIの相談体制により実施。
- ・X VIIの対応と同じ、24時間待機。
- ・一時保護所の日直対応が主であるが、休日祝日に電話があれば日直者が受理している。
- ・緊急連絡網での連絡体制をとっている。
- ・緊急連絡網により、中央児相の虐待ホットラインへの通報は、各相へ連絡がとれる体制を取っている。
- ・警備員から担当職員へ連絡が入る体制を取っている。
- ・子ども虐待SOS専用電話を24時間設置している。
- ・児相センターのみ開所。
- ・児童虐待防止相談員（嘱託）
- ・児童福祉司等へ連絡が入る体制を取っている。
- ・上記X VIIと同様、6月以降はe。
- ・上記eと同じ。
- ・嘱託員のローテーション、虐待等緊急なものは、係長以上が順番で所持する携帯に連絡が入る。
- ・嘱託職員を雇用して対応。
- ・前の質問の答えと同様。
- ・相談事由ごとに、必ず職員に連絡が入るような体制を取っている。
- ・代務員
- ・担当福祉司に第1報が入る体制をとっている。
- ・地区担当職員へ連絡が入るような体制を取っている。
- ・中央児相に相談窓口を開設し（9:00～17:00の間）虐待等緊急相談に対応する体制をとっている。
- ・中央児相の休日勤務職員から、児童福祉司へ連絡が入る。
- ・土、日、祭日、年末年始については、児童福祉司がローテーションをとり、連絡が入る体制をとっている。
- ・土曜開庁（8:30～17:15）、警察からの緊急連絡は保護所に入ることになっている。
- ・土曜日はローテーションで出勤。（8:30～17:15）
- ・土曜日は児童福祉司等が日直で対応、他の休日は代行員が日直をするため、緊急の場合は夜間の対応と同じ。
- ・東京都内11ヶ所の所長（1名）・児童福祉司（3名）・児童心理司（1名）がローテーションをつくり1ヶ所に集まり通年開所している。
- ・同上。
- ・特に体制をとっていないが、担当者、スーパーバイザー、他の課長となっていく。
- ・日中は児童福祉司、児童心理司、管理職が待機し、来所及び電話相談を受ける。夜間はX VIIと同じ。

- ・日中は児童福祉司、児童心理司、管理職が待機し来所及び電話相談を受ける。夜間はX VIIと同じ。
- ・夜間と同様の体制。ただし、子ども家庭110番は通年午前9時15分～午後4時まで開設。
- ・夜間に同じ。
- ・夜間体制と同じである。

X IX-1. 平日の相談体制

水準	度数	割合
24時間体制	49	36.6%
その他の体制	85	63.4%
合計	134	100%

欠測値 N 22

X IX-2. 土曜の相談体制

水準	度数	割合
24時間体制	51	61.4%
その他の体制	32	38.6%
合計	83	100%

欠測値 N 73

X IX-3. 日曜の相談体制

水準	度数	割合
24時間体制	51	67.1%
その他の体制	25	32.9%
合計	76	100%

欠測値 N 80

X IX-4. 祝日の相談体制

水準	度数	割合
24時間体制	51	70.8%
その他の体制	21	29.2%
合計	72	100%

欠測値 N 84

X X. 名称

（児童虐待対応協力員）児童相談員1（0.61%）、（併任教師）相談員1（0.61%）、DV相談員1（0.61%）、インターク3（1.85%）、インタークワーカー1（0.61%）、こども相談員1（0.61%）、一時保護児童心理専門員1（0.61%）、一般事務1（0.61%）、家庭支援子ども電話相談員1（0.61%）、家庭支援相談員1（0.61%）、家庭児童支援相談員1（0.61%）、家庭児童相談員1（0.61%）、家庭相談員10（6.17%）、家庭復帰支援員3（1.85%）、家庭問題相談員1（0.61%）、家庭問題相談事務嘱託員1（0.61%）、企画員等（県の職名）1（0.61%）、虐待対応協力員4（2.46%）、虐待対策協力員1（0.61%）、子育て支援相談員3（1.85%）、子育て相談員2（1.23%）、子育支援相談員1（0.61%）、市町児童相談事務嘱託員1（0.61%）、指導員1（0.61%）、児童家庭アドバイザー5（3.08%）、児童家庭相談員1（0.61%）、児童虐待専門指導員

等 1 (0.61%)、児童虐待対応協力員 4 (2.46%)、児童虐待対応専門職 1 (0.61%)、児童虐待対応相談員 1 (0.61%)、児童虐待等対応協力員 1 (0.61%)、児童措置相談員 1 (0.61%)、児童相談員 23 (14.19%)、児童相談協力員 2 (1.23%)、児童相談業務嘱託員 1 (0.61%)、児童福祉サポーター 2 (1.23%)、児童福祉相談員 2 (1.23%)、児童保護相談員 2 (1.23%)、社会福祉主事 1 (0.61%)、主査 1 (0.61%)、主査、主事 1 (0.61%)、主事又は技師 3 (1.85%)、受付相談員 10 (6.17%)、心理士 1 (0.61%)、心理相談員 1 (0.61%)、生活福祉ケースワーカー 1 (0.61%)、専門員 1 (0.61%)、措置相談員 1 (0.61%)、相談員 18 (11.11%)、相談員(含相談対応係長) 1 (0.61%)、相談支援係 1 (0.61%)、相談支援係長 1 (0.61%)、相談事務 1 (0.61%)、相談担当 1 (0.61%)、相談調査員 2 (1.23%)、地域支援課相談支援係 1 (0.61%)、電話相談員 7 (4.32%)、非常 1 (0.61%)、非常勤相談員 1 (0.61%)、福祉職(新採 1 年目) 1 (0.61%)、保健師 1 (0.61%)、保健指導専門職 1 (0.61%)、母子自立支援員 1 (0.61%)、夜間、休日対応員 1 (0.61%)、夜間休日電話相談員 1 (0.61%)、夜間対応・休日相談員 1 (0.61%)、養育家庭専門員 3 (1.85%)、養護相談員 1 (0.61%)、里親委託推進員 3 (1.85%)、里親委託促進員 1 (0.61%)、里親対応専門員 1 (0.61%)

XX. 資格要件

水準	度数	割合
ア. 児童福祉司の任用資格と同じ	50	36.2%
イ. 社会福祉士	13	9.4%
ウ. 社会福祉主事	28	20.3%
カ. その他	84	60.9%
合計	138	100%
欠測値 N	26	

XX. カ. その他の内容

水準	度数	割合
その他	1	2.9%
なし	26	74.3%
児童心理司	1	2.9%
児童福祉司の任用資格に該当しないもの	1	2.9%
児童福祉司の任用資格に該当しないもの。	2	5.7%
児童福祉司の任用資格等。	1	2.9%
電話相談経験者	1	2.9%
特になし	1	2.9%
保育士	1	2.9%
合計	35	100%
欠測値 N	129	

XX. 配置

平均	1.96
標準偏差	1.83
平均の標準誤差	0.14
N	163

XX. 配置

水準	度数	割合
所内	157	96.3%
訪問	40	24.5%
巡回	14	8.6%
その他	1	0.6%
全体	162	100%
欠測値 N	2	

XX. その他の内容

- 相談室

XX. 福祉専門職

水準	度数	割合
選択なし	114	82.0%
合計	139	100%
欠測値 N	25	

XX. 職務内容

・児童虐待ケースの再発防止。
・施設入所児童の訪問指導。
・子育て相談業務。
・MCG (マザーアンドチャイルドグループ) 業務。
・児童相談の受付面接及び指導に関すること。
・電話相談に関すること。
・1. 文書の収受
2. 相談受付
3. 受付面接と応急対応 e t c.
・24時間・児童虐待通告電話相談の対応業務
・DV相談
・インテーク
・ケースワーカー虐待防止対応等
・とびこみの相談、カルテの整理・保管・措置関係の書類作成等。
・委託児童の養育等相談、里親委託の推進
・一時保護チームに属し、児童の直接処置に対応。
・家庭、児童からの電話相談に関すること。
・家庭支援電話相談 (子ども・家庭 110 番)
・家庭児童相談一般

- ・家庭児童福祉に関する相談指導業務
- ・家庭復帰に伴う、家庭施設との調整支援に関すること。
- ・家庭復帰支援
- ・家庭復帰推進
- ・各種相談及び負担金関連事務
- ・虐待・処遇困難ケース等の事務補助
- ・虐待により施設入所した児童の親等への指導。
- ・虐待に関する事務、連絡、調査同行訪問
- ・虐待相談、訪問
- ・虐待相談対応
- ・虐待対応
- ・虐待対応の協力等
- ・虐待通告の初期対応に関すること。
- ・子ども・保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じる。相談の受付に関すること。受付面接と応急の援助に関すること。受理会議に関すること。
- ・子どもや家庭からの電話相談対応
- ・市町が行う児童相談への助言・指導補助。各市町との連絡調整。
- ・市町の虐待相談に対する支援、虐待対応担当業務
- ・児童・保護者への治療的・指導的かかわり
- ・児童に関するあらゆる相談を受ける。
- ・児童への初期対応、児童福祉司の補助
- ・児童虐待に関する調査・研究
- ・児童虐待に係る相談援助活動
- ・児童虐待全般に特化して担当ワーカーを助務する。
- ・児童虐待相談の家庭訪問、相談及び記録etcの補助に関すること。
- ・児童虐待対応チームに属し、通告の受付・統計等に対応。
- ・児童虐待対応協力員
- ・児童虐待通告時における児童及び家庭環境等の調査。
- ・児童虐待防止対策、推進事業の補助
- ・児童相談（虐待・非行等）
- ・児童相談の補助的業務
- ・児童相談業務
- ・児童相談業務の補助
- ・児童相談所及び知的障害者に関する相談、調査、指導。
- ・児童相談全般
- ・児童福祉と連携し虐待の調査・指導を行う。
- ・児童福祉司が兼務
- ・児童福祉司と同様
- ・児童福祉司と連携しケースに対応。
- ・児童福祉司の兼務を補助する。
- ・児童福祉司の補佐
- ・児童福祉司業務の補佐
- ・児童養護施設等からの相談受付
- ・受付、東所相談、訪問面接
- ・受付・統計・受理・事業企画等々

- ・受付業務
- ・受付相談、受付事務、心理判定事務（1. 2）※女性相談員兼務
- ・受付相談、受理・援助、方針会議・措置、里親・統計等
- ・受付相談、電話相談
- ・受付相談、電話相談、一部の地区又は種別に関する相談
- ・受付相談、電話相談。
- ・受付相談、電話相談等
- ・受付相談に関する事務
- ・受付相談員
- ・受付相談員（言語聴覚士）
- ・受付相談員（児童福祉司）
- ・受付相談員（保健師）
- ・受付相談及び所内面接
- ・受付等補助
- ・受付面接、電話相談等
- ・受理面接相談及び措置業務等
- ・障害相談
- ・障害相談補助、不登校相談補助
- ・心理診断、心理面接、療育手帳受付事務等。
- ・心理判定
- ・心理判定、行動観察、療育手帳等の判定の調整
- ・心理判定、面接
- ・新規ケース（主に療育手帳）のインテーク。
- ・新規ケースの受理面接。
- ・生活保護等相談
- ・措置事務等
- ・措置台帳、終結ケース整理、厚生統計資料作成
- ・相談、インテーク
- ・相談、助言指導。
- ・相談、訪問指導、受理面接、統計　処理
- ・相談・受付・面接・調査及び調査。通所による継続指導。障害児の施設措置。
- ・相談・通告のインテーク
- ・相談・補助
- ・相談への初期対応、看護師業務
- ・相談及び相談補助、里親会に関する補助事務、措置停止に関すること。
- ・相談業務
- ・相談業務外
- ・相談業務補助
- ・相談受付、受理面接、心理判定、相談・措置・判定事務
- ・相談受付、措置業務
- ・相談受付、統計、事務
- ・相談受付、面接
- ・相談専門ではなく、相談受付的な対応、その他相談に係る支援事務等。
- ・相談措置チームに属し、里親委託促進について対応。
- ・相談調査
- ・相談等の受理、関係機関との調整。
- ・地区担当、児童福祉司補助

- ・中央児相において、全県の緊急連絡（電話）に係る対応。
- ・調査・指導補助、24時間電話相談
- ・直接来談できない人、来談しないで相談を済ませたい人からの電話相談。
- ・通所相談業務
- ・電話や窓口での相談対応。
- ・電話相談
- ・電話相談、面接相談、訪問相談
- ・電話相談受付
- ・電話相談専用ダイヤルによる相談対応。
- ・電話相談対応
- ・土日祝日の虐待通報等への対応
- ・同上
- ・被虐待児童の相談・調査
- ・非行ケースへの対応
- ・保健相談等
- ・母子貸付償還業務、母子相談
- ・面接、所内事務
- ・面接、助言、統計事務、ケース管理
- ・面接、調査、判定
- ・夜間と休日の電話等の相談対応
- ・養育家庭の訪問・指導・助言に関すること。
- ・養育家庭への支援
- ・養育家庭支援
- ・来所、受付、電話、面接、訪問相談
- ・来所事案の受付相談
- ・来所者及び電話への対応
- ・里親の相談、里子の相談
- ・里親委託促進
- ・里親担当
- ・療育手帳のインテーク、とびこみの相談、所内の統計等。
- ・相談・通告のインテーク
- ・相談・補助
- ・相談及び相談補助、里親会に関する補助事務、措置停止に関すること。
- ・相談業務
- ・相談業務外
- ・相談業務補助
- ・相談事務
- ・相談受付、受理面接、心理判定、相談・措置・判定事務
- ・相談受付、措置業務
- ・相談受付、統計、事務
- ・相談受付、面接
- ・相談専門ではなく、相談受付的な対応、その他相談に係る支援事務等。
- ・相談調査
- ・相談等の受理、関係機関との調整。
- ・調査・指導補助、24時間電話相談
- ・直接来談できない人、来談しないで相談を済ませたい人からの電話相談。
- ・通所相談業務
- ・電話相談

- ・電話相談、面接相談、訪問相談
- ・電話相談受付
- ・電話相談専用ダイヤルによる相談対応。
- ・電話相談対応
- ・土日祝日の虐待通報等への対応
- ・非行ケースへの対応
- ・母子貸付償還業務、母子相談
- ・面接、所内事務
- ・面接、助言、統計事務、ケース管理
- ・面接、調査、判定
- ・来所、受付、電話、面接、訪問相談
- ・来所事案の受付相談
- ・来所者及び電話への対応
- ・療育手帳のインテーク、とびこみの相談、所内の統計等。

XX I. 職員の配置(全職員中の割合)

スーパーバイザー 常勤	0.079
(うち兼務)	0.014
非常勤	0.001
児童福祉司 常勤	0.375
(うち兼務)	0.015
非常勤	0.000
児童心理司 常勤	0.174
(うち兼務)	0.011
非常勤	0.019
その他の職員 常勤	0.067
(うち兼務)	0.004
非常勤	0.041
児童虐待対応協力員 常勤	0.008
(うち兼務)	0.000
非常勤	0.042
医師 常勤	0.006
(うち兼務)	0.003
非常勤	0.041
保健師 常勤	0.014
(うち兼務)	0.004
非常勤	0.001
心理療法担当職員 常勤	0.005
(うち兼務)	0.001
非常勤	0.009
相談員・受付相談員 a/b/c 常勤	0.031
(うち兼務)	0.002
非常勤	0.015

XX I. スーパーバイザー（常勤）

平均	0.079
標準偏差	0.085
平均の標準誤差	0.007
N	156

XX I. b (常勤)

平均	0.007
標準偏差	0.024
平均の標準誤差	0.002
N	156

XX I. 児童福祉司（常勤）

平均	0.375
標準偏差	0.151
平均の標準誤差	0.012
N	156

XX I. c (常勤)

平均	0.005
標準偏差	0.027
平均の標準誤差	0.002
N	156

XX I. 児童心理司（常勤）

平均	0.174
標準偏差	0.074
平均の標準誤差	0.006
N	156

XX I. スーパーバイザー（うち兼務）

平均	0.014
標準偏差	0.031
平均の標準誤差	0.003
N	156

XX I. その他の職員（常勤）

平均	0.067
標準偏差	0.102
平均の標準誤差	0.008
N	156

XX I. 児童福祉司（うち兼務）

平均	0.015
標準偏差	0.044
平均の標準誤差	0.003
N	156

XX I. 児童虐待対応協力員（常勤）

平均	0.008
標準偏差	0.031
平均の標準誤差	0.002
N	156

XX I. 児童心理司（うち兼務）

平均	0.011
標準偏差	0.035
平均の標準誤差	0.003
N	156

XX I. 医師（常勤）

平均	0.006
標準偏差	0.019
平均の標準誤差	0.002
N	156

XX I. その他の職員（うち兼務）

平均	0.004
標準偏差	0.030
平均の標準誤差	0.002
N	156

XX I. 保健師（常勤）

平均	0.014
標準偏差	0.026
平均の標準誤差	0.002
N	156

XX I. 児童虐待対応協力員（うち兼務）

平均	0.000
標準偏差	0.000
平均の標準誤差	0.000
N	156

XX I. 心理療法担当職員（常勤）

平均	0.005
標準偏差	0.021
平均の標準誤差	0.002
N	156

XX I. 医師（うち兼務）

平均	0.003
標準偏差	0.013
平均の標準誤差	0.001
N	156

XX I. a (常勤)

平均	0.019
標準偏差	0.049
平均の標準誤差	0.004
N	156

XX I. 保健師（うち兼務）

平均	0.004
標準偏差	0.014
平均の標準誤差	0.001
N	156

XX I. 心理療法担当職員（うち兼務）

平均	0.001
標準偏差	0.010
平均の標準誤差	0.001
N	156

XX I. a (うち兼務)

平均	0.000
標準偏差	0.002
平均の標準誤差	0.000
N	156

XX I. b (うち兼務)

平均	0.002
標準偏差	0.024
平均の標準誤差	0.002
N	156

XX I. c (うち兼務)

平均	0.000
標準偏差	0.001
平均の標準誤差	0.000
N	156

XX I. スーパーバイザー（非常勤）

平均	0.001
標準偏差	0.011
平均の標準誤差	0.001
N	156

XX I. 児童福祉司（非常勤）

平均	0.000
標準偏差	0.004
平均の標準誤差	0.000
N	156

XX I. 児童心理司（非常勤）

平均	0.019
標準偏差	0.047
平均の標準誤差	0.004
N	156

XX I. その他の職員（非常勤）

平均	0.041
標準偏差	0.092
平均の標準誤差	0.007
N	156

XX I. 児童虐待対応協力員（非常勤）

平均	0.042
標準偏差	0.068
平均の標準誤差	0.005
N	156

XX I. 医師（非常勤）

平均	0.041
標準偏差	0.065
平均の標準誤差	0.005
N	156

XX I. 保健師（非常勤）

平均	0.001
標準偏差	0.006
平均の標準誤差	0.000
N	156

XX I. 心理療法担当職員（非常勤）

平均	0.009
標準偏差	0.024
平均の標準誤差	0.002
N	156

XX I. a (非常勤)

平均	0.015
標準偏差	0.046
平均の標準誤差	0.004
N	156

XX I. b (非常勤)

平均	0.007
標準偏差	0.030
平均の標準誤差	0.002
N	156

XX I. c (非常勤)

平均	0.005
標準偏差	0.029
平均の標準誤差	0.002
N	156

XX II. 職員の配置についての課題・意見

- ・「他の児童相談に携わる職員」には、措置関係の職員などを含み、所長、統括担当次長（管理職）及び総務、一時保護、子ども家庭110番関係の職員を除いている。
- ・医師については兼務職員2名となっているが、勤務時間を決めている訳ではなく、その都度ケースの状態により相談する事にしている。・児童福祉司について育児休暇中の者がおりそれは上記人数には計上していない。
- ・児童心理司の増員：児童福祉司との比率3:2を目指したい。・精神科医の常勤化。
- ・知更相、身更相を兼務した組織。・社会的資源が乏しい遠隔地であるため、児相に求められている配置・基準は満たしているが、3・6協定に抵触している勤務状況にありながら、必要な業務に手がまわりきれない。・遠隔地の状況に見合う人員配置基準を求めます。
- ・18年度より、庶務が1名減となり、児童福祉司

の一部等が仕事を分担している。そのため現場業務へのシワ寄せが出てきている。

- ・児童思春期を専門とする精神科医師の配置又は連携が必要です。
- ・児童福祉司及び児童心理司の増員による体制の充実が課題。
- ・当所は能登半島発端まで管轄地域である。児童人口は面積に比較して少ないが、交通事情が悪く、利便性に欠け、訪問には1日がかりである。このような地域性のため個人負担が大きく、又サービス低下にもなるので、十分な人員配置を望みます。
- ・保健師の配置を要望している。

【調査票 C:児童相談所長】

表 1:年齢

平均	56.37
標準偏差	2.65
平均の標準誤差	0.22
N	148

表 2:児相での職務年数

平均	9.61
標準偏差	8.53
平均の標準誤差	0.70
N	149

表 3:児童福祉分野での職務年数A

平均	13.17
標準偏差	9.67
平均の標準誤差	0.79
N	150

表 4:児童福祉分野での職務年数B

平均	2.90
標準偏差	5.15
平均の標準誤差	0.42
N	150

表 5:現在の担当事例数

平均	0.07
標準偏差	0.54
平均の標準誤差	0.04
N	150

表 6:うち虐待

平均	0.06
標準偏差	0.44
平均の標準誤差	0.04
N	150

表 7:うち非行

平均	0.01
標準偏差	0.16
平均の標準誤差	0.01
N	150

表 8:虐待対策班・担当

水準	度数	割合
所属していない	82	100%
合計	82	100%
欠測値 N		68

表 9: 非行対策班・担当

水準	度数	割合
所属していない	82	100%
合計	82	100%

欠測値 N 68

表 10: スーパーバイザー

水準	度数	割合
所属していない	71	76.3%
所属しているが兼務である	6	6.5%
所属	16	17.2%
合計	93	100%

欠測値 N 57

表 11: 大学での専攻

水準	度数	割合
社会福祉学	35	24.6%
心理学	30	21.1%
教育学	16	11.3%
社会学	14	9.9%
その他専攻	42	29.6%
大学未進学	5	3.5%
合計	142	100%

欠測値 N 8

表 12: 資格

水準	度数	割合
社会福祉士	17	12.2%
精神保健福祉士	2	1.4%
心理職	19	13.7%
教諭	29	20.9%
保健師	0	0.0%
社会福祉主事	79	56.8%
保育士	2	1.4%
その他	12	8.6%
特になし	11	7.9%
合計	139	100%

欠測値 N 11

表 13: 福祉専門職としての採用

水準	度数	割合
採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する: ア	56	43.8%
採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する: イ	12	9.4%
採用時点で、一般行政職と分け、心理職として採用する	15	11.7%
採用時点では一般行政職だが、希望者を福祉専門職とする	1	0.8%
採用時点では一般行政職だが、社会福祉主事等の資格により、福祉専門職として任用された	5	3.9%
一般行政職である	39	30.5%
合計	128	100%

欠測値 N 22

表 14: 任用資格

水準	度数	割合
ア. 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者	6	4.6%
イ. 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	46	35.4%
ウ. 社会福祉士	15	11.5%
エ. 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「児童福祉司」という。)として 2 年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後 2 年以上所員として勤務した者	55	42.3%
オ. 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労省令で定めるもの	25	19.2%
カ. 該当なし	5	3.8%
合計	130	100%

欠測値 N 20

表 15: 前の職場

水準	度数	割合
児童相談所	49	33.1%
本庁の児童福祉担当部署	7	4.7%
本庁の児童福祉以外の福祉担当部署	12	8.1%
福祉事務所	14	9.5%
児童養護施設	4	2.7%
保育園・所	14	9.5%
上記以外福祉現場	36	24.3%
その他	12	8.1%
合計	148	100%

欠測値 N 2

【調査票 C: 児童福祉司】

表 16: 年齢

平均	42.54
標準偏差	9.76
平均の標準誤差	0.25
N	1538

表 17: 児相での職務年数

平均	5.43
標準偏差	5.56
平均の標準誤差	0.14
N	1531

表 18:児童福祉分野での職務年数A

平均	8.37
標準偏差	8.09
平均の標準誤差	0.21
N	1531

表 19:児童福祉分野での職務年数B

平均	1.53
標準偏差	4.11
平均の標準誤差	0.10
N	1534

表 20:現在の担当事例数

平均	60.98
標準偏差	56.67
平均の標準誤差	1.57
N	1311

表 21:うち虐待

平均	18.05
標準偏差	20.67
平均の標準誤差	0.60
N	1195

表 22:うち非行

平均	4.55
標準偏差	6.47
平均の標準誤差	0.20
N	1095

表 23:虐待対策班・担当

水準	度数	割合
所属していない	961	76.2%
所属しているが兼務である	85	6.7%
所属	215	17.1%
合計	1261	100%

欠測値 N 280

表 24:非行対策班・担当

水準	度数	割合
所属していない	1126	91.8%
所属しているが兼務である	51	4.2%
所属	49	4.0%
合計	1226	100%

欠測値 N 315

表 25:スーパーバイザー

水準	度数	割合
所属していない	1048	79.0%
所属しているが兼務である	100	7.5%
所属	178	13.4%
合計	1326	100%

欠測値 N 215

表 26:大学での専攻

水準	度数	割合
社会福祉学	499	33.6%
心理学	160	10.8%
教育学	156	10.5%
社会学	116	7.8%
保健学	14	0.9%
児童学	10	0.7%
その他専攻	370	24.9%
大学未進学	161	10.8%
合計	1486	100%

欠測値 N

54

表 27:資格

水準	度数	割合
社会福祉士	292	19.9%
精神保健福祉士	49	3.3%
心理職	78	5.3%
教諭	284	19.4%
保健師	35	2.4%
社会福祉主事	858	58.6%
保育士	108	7.4%
その他	102	7.0%
特になし	116	7.9%
合計	1464	100%

欠測値 N

77

表 28:福祉専門職としての採用

水準	度数	割合
採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する:ア	576	48.8%
採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する:イ	80	6.8%
採用時点で、一般行政職と分け、心理職として採用する	39	3.3%
採用時点では一般行政職だが、一定の研修を経て、福祉専門職となった	2	0.2%
採用時点では一般行政職だが、希望者を福祉専門職とする	4	0.3%
採用時点では一般行政職だが、社会福祉士の資格により、福祉専門職となつた	4	0.3%
採用時点では一般行政職だが、社会福祉主事等の資格により、福祉専門職として任用された	39	3.3%
一般行政職である	436	36.9%
合計	1180	100%

欠測値 N

284

表 29: 資格要件(1)

水準	度数	割合
キ. 厚生労働大臣指定の学校・施設を卒業した者(第1号)	77	5.6%
ク. 厚生労働大臣指定の講習会の課程を終了した者(第1号)	75	5.5%
ケ. 大学において、心理学・教育学・社会福祉学等を修めた者(第2号)	667	48.7%
コ. 医師(第3号)	0	0%
サ. 社会福祉士(第3号の2)	194	14.2%
シ. 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者(第4号)	326	23.8%
ス. 各号に準ずる者(第5号)	102	7.4%
セ. 該当なし	55	4.0%
合計	1370	100%
欠測値 N	171	

表 30: 資格要件(2)

水準	度数	割合
保健師 実務経験: 1年以上	2	2.1%
保育士 実務経験: 2年以上	17	17.7%
教員(専修・1種) 実務経験: 1年以上	10	10.4%
教員(2種) 実務経験: 2年以上	2	2.1%
児童指導員 実務経験: 2年以上	13	13.5%
合計	96	100%
欠測値 N	1445	

表 31: 前の職場

水準	度数	割合
児童相談所	304	20.0%
本庁の児童福祉担当部署	48	3.2%
本庁の児童福祉以外の福祉担当部署	111	7.3%
福祉事務所	217	14.3%
児童養護施設	20	1.3%
保育園・所	201	13.2%
上記以外福祉現場	382	25.1%
教員(生徒指導担当)	21	1.4%
教員(生徒指導担当以外)	34	2.2%
教育委員会	16	1.1%
その他	140	9.2%
なし	27	1.8%
合計	1521	100%
欠測値 N	20	

【調査票 C : 児童心理司】

表 32: 年齢

平均	36.32
標準偏差	9.75
平均の標準誤差	0.39
N	640

表 33: 児相での職務年数

平均	7.38
標準偏差	6.98
平均の標準誤差	0.28
N	639

表 34: 児童福祉分野での職務年数 A

平均	8.93
標準偏差	7.81
平均の標準誤差	0.31
N	625

表 35: 児童福祉分野での職務年数 B

平均	0.77
標準偏差	3.03
平均の標準誤差	0.12
N	626

表 36: 現在の担当事例数

平均	29.55
標準偏差	43.13
平均の標準誤差	1.91
N	508

表 37: うち虐待

平均	8.32
標準偏差	13.40
平均の標準誤差	0.63
N	448

表 38: うち非行

平均	3.85
標準偏差	7.70
平均の標準誤差	0.38
N	420

表 39: 虐待対策班・担当

水準	度数	割合
所属していない	500	93.6%
所属しているが兼務である	19	3.6%
所属	15	2.8%
合計	534	100%

欠測値 N 108

表 40: 非行対策班・担当

水準	度数	割合
所属していない	501	95.1%
所属しているが兼務である	11	2.1%
所属	15	2.8%
合計	527	100%

欠測値 N 115

表 41：スーパーバイザー

水準	度数	割合
所属していない	493	90.0%
所属しているが兼務である	31	5.7%
所属	24	4.4%
合計	548	100%

欠測値 N 94

表 42：大学での専攻

水準	度数	割合
社会福祉学	38	5.9%
心理学	505	78.5%
教育学	67	10.4%
社会学	7	1.1%
保健学	1	0.2%
児童学	2	0.3%
その他専攻	22	3.4%
合計	642	100%

欠測値 N 0

表 43：資格

水準	度数	割合
社会福祉士	30	4.9%
精神保健福祉士	17	2.8%
心理職	406	65.7%
教諭	101	16.3%
保健師	0	0.0%
社会福祉主事	110	17.8%
保育士	12	1.9%
その他	13	2.1%
特になし	70	11.3%
合計	618	100%

欠測値 N 24

表 44：福祉専門職としての採用

水準	度数	割合
採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する：ア	121	20.7%
採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する：イ	57	9.7%
採用時点で、一般行政職と分け、心理職として採用する	326	55.7%
採用時点では一般行政職だが、希望者を福祉専門職とする	1	0.2%
採用時点では一般行政職だが、社会福祉主事等の資格により、福祉専門職として任用された	2	0.3%
一般行政職である	40	6.8%
合計	585	100%

欠測値 N 57

表 45：資格要件（1）

水準	度数	割合
医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者	1	0.2%
学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	497	86.9%
該当なし	38	6.6%
合計	572	100%

欠測値 N 70

表 46：前の職場

水準	度数	割合
児童相談所	184	29.0%
本庁の児童福祉担当部署	20	3.2%
本庁の児童福祉以外の福祉担当部署	18	2.8%
福祉事務所	31	4.9%
児童養護施設	8	1.3%
保育園・所	45	7.1%
上記以外福祉現場	257	40.5%
教員(生徒指導担当)	1	0.2%
教員(生徒指導担当以外)	3	0.5%
教育委員会	2	0.3%
その他	19	3.0%
なし	47	7.4%
合計	635	100%

欠測値 N 7

【調査票D】

表1：児童福祉司の専門性：現在の状況

	1		2		3		4		5		平均
	度数	割合									
1. 個別ケースでの面接技術	0	0.0%	18	11.9%	66	43.7%	63	41.7%	4	2.6%	3.33
2. 広い視野と敏感なセンス	0	0.0%	22	14.6%	78	51.7%	49	32.5%	2	1.3%	3.18
3. 執務経験に裏付けられた知識・経験	5	3.3%	37	24.5%	55	36.4%	46	30.5%	8	5.3%	3.08
4. 的確なアセスメント	1	0.7%	38	25.5%	60	40.3%	47	31.5%	3	2.0%	3.07
5. 法的な知識	2	1.3%	29	19.3%	78	52.0%	36	24.0%	5	3.3%	3.07
6. 関係機関とのコーディネート力	0	0.0%	15	9.9%	71	47.0%	59	39.1%	6	4.0%	3.35
7. 児相外の関係機関へのコンサルテーション能力	1	0.7%	32	21.2%	77	51.0%	40	26.5%	1	0.7%	3.03
8. ソーシャルワーカーとしての価値観と倫理観	1	0.7%	12	8.0%	41	27.3%	80	53.3%	16	10.7%	3.63
9. 研究・学習により裏付けられた知識・経験	3	2.0%	40	26.5%	74	49.0%	32	21.2%	2	1.3%	2.91
10. 的確な心理診断	9	6.2%	45	30.8%	69	47.3%	21	14.4%	2	1.4%	2.72
11. 虐待事例などの複雑な事例に対する診断技術	5	3.3%	33	21.9%	73	48.3%	37	24.5%	3	2.0%	2.98
12. 心的外傷のアセスメントとケアプログラム	15	10.1%	70	47.0%	55	36.9%	8	5.4%	1	0.7%	2.38
13. 愛着関係のアセスメントとケアプログラム	12	8.1%	69	46.6%	56	37.8%	10	6.8%	1	0.7%	2.44
14. 虐待をする親へのカウンセリング	10	6.7%	63	42.0%	56	37.3%	21	14.0%	0	0.0%	2.57
15. 地域関係機関へのコンサルテーション能力	1	0.7%	20	13.2%	82	54.3%	47	31.1%	1	0.7%	3.16
16. 虐待をする親へのグループ指導	45	30.8%	59	40.4%	32	21.9%	10	6.8%	0	0.0%	2.03
17. 家族再統合に向けてのペアレンティング	23	15.4%	75	50.3%	37	24.8%	13	8.7%	1	0.7%	2.27

表2：児童福祉司の専門性：今後の充実

項目	1位		2位		3位		4位		5位		
	度数	割合									
個別ケースでの面接技術	28	18.7%	15	10.0%	13	8.6%	9	6.1%	3	2.1%	
広い視野と敏感なセンス	13	8.7%	10	6.7%	10	6.6%	6	4.1%	9	6.2%	
執務経験に裏付けられた知識・経験	25	16.7%	16	10.7%	2	1.3%	5	3.4%	2	1.4%	
的確なアセスメント	26	17.3%	22	14.7%	16	10.6%	8	5.4%	7	4.8%	
法的な知識	2	1.3%	7	4.7%	7	4.6%	10	6.8%	14	9.6%	
関係機関とのコーディネート力	12	8.0%	15	10.0%	18	11.9%	16	10.9%	9	6.2%	
児相外の関係機関へのコンサルテーション能力	2	1.3%	12	8.0%	13	8.6%	9	6.1%	8	5.5%	
ソーシャルワーカーとしての価値観と倫理観	6	4.0%	3	2.0%	4	2.6%	6	4.1%	2	1.4%	
研究・学習により裏付けられた知識・経験	1	0.7%	5	3.3%	9	6.0%	5	3.4%	12	8.2%	
的確な心理診断	2	1.3%	2	1.3%	4	2.6%	1	0.7%	1	0.7%	
虐待事例などの複雑な事例に対する診断技術	16	10.7%	11	7.3%	11	7.3%	14	9.5%	8	5.5%	
心的外傷のアセスメントとケアプログラム	1	0.7%	5	3.3%	10	6.6%	6	4.1%	2	1.4%	
愛着関係のアセスメントとケアプログラム	2	1.3%	2	1.3%	3	2.0%	11	7.5%	6	4.1%	
虐待をする親へのカウンセリング	4	2.7%	11	7.3%	8	5.3%	12	8.2%	19	13.0%	
地域関係機関へのコンサルテーション能力	0	0.0%	8	5.3%	12	7.9%	8	5.4%	11	7.5%	
虐待をする親へのグループ指導	1	0.7%	3	2.0%	2	1.3%	4	2.7%	5	3.4%	
家族再統合に向けてのペアレンティング	9	6.0%	3	2.0%	9	6.0%	17	11.6%	28	19.2%	
合計	150	100%	150	100%	151	100%	147	100%	146	100%	

表 6：児童相談所の専門性：今後の充実

項目	1位		2位		3位		4位		5位	
	度数	割合								
個別ケースでの面接技術	67	44.1%	15	9.7%	8	5.2%	19	12.7%	4	2.7%
広い視野と敏感なセンス	12	7.9%	32	20.8%	18	11.7%	11	7.3%	11	7.5%
執務経験に裏付けられた知識・経験	10	6.6%	15	9.7%	25	16.2%	24	16.0%	19	13.0%
的確なアセスメント	13	8.6%	16	10.4%	14	9.1%	13	8.7%	19	13.0%
法的な知識	7	4.6%	3	1.9%	11	7.1%	5	3.3%	10	6.8%
関係機関とのコーディネート力	18	11.8%	26	16.9%	31	20.1%	20	13.3%	16	11.0%
児相外の関係機関へのコンサルテーション能力	13	8.6%	17	11.0%	14	9.1%	23	15.3%	20	13.7%
ソーシャルワーカーとしての価値観と倫理観	9	5.9%	22	14.3%	16	10.4%	17	11.3%	18	12.3%
研究・学習により裏付けられた知識・経験	3	2.0%	8	5.2%	17	11.0%	18	12.0%	29	19.9%
合計	152	100%	154	100%	154	100%	150	100%	146	100%

表 7：今後の充実（得点化）…1位が5点、逆に5位が1点となるように得点化し、算出

	児童福祉司		児童心理司		児童相談所	
	点数	順位	点数	順位	点数	順位
児童福祉司の専門性：1. 個別ケースでの面接技術	250	2	108	9	456	1
児童福祉司の専門性：2. 広い視野と敏感なセンス	156	7	156	6	271	3
児童福祉司の専門性：3. 執務経験に裏付けられた知識・経験	206	4	89	11	249	4
児童福祉司の専門性：4. 的確なアセスメント	286	1	149	8	215	7
児童福祉司の専門性：5. 法的な知識	91	11	57	14	100	9
児童福祉司の専門性：6. 関係機関とのコーディネート力	213	3	71	13	339	2
児童福祉司の専門性：7. 児相外の関係機関へのコンサルテーション能力	123	9	77	12	238	5
児童福祉司の専門性：8. ソーシャルワーカーとしての価値観と倫理観	68	14	22	17	231	6
児童福祉司の専門性：9. 研究・学習により裏付けられた知識・経験	74	12	37	16	160	8
児童福祉司の専門性：10. 的確な心理診断	33	17	251	2		
児童福祉司の専門性：11. 虐待事例などの複雑な事例に対する診断技術	193	5	286	1		
児童福祉司の専門性：12. 心的外傷のアセスメントとケアプログラム	69	13	210	4		
児童福祉司の専門性：13. 愛着関係のアセスメントとケアプログラム	55	15	150	7		
児童福祉司の専門性：14. 虐待をする親へのカウンセリング	127	8	219	3		
児童福祉司の専門性：15. 地域関係機関へのコンサルテーション能力	95	10	53	15		
児童福祉司の専門性：16. 虐待をする親へのグループ指導	36	16	96	10		
児童福祉司の専門性：17. 家族再統合に向けてのペアレンティング	143	6	198	5		

付表 1：相談受理件数に占める虐待相談の割合

平均	0.104987
標準偏差	0.05555
平均の標準誤差	0.004551
N	149

付表 3：スーパーバイザー1人当たりの児童福祉司数

平均	5.72691
標準偏差	9.348102
平均の標準誤差	0.83612
N	125

付表 2：相談受理件数に占める非行相談の割合

平均	0.048505
標準偏差	0.031678
平均の標準誤差	0.002595
N	149

付表 4：児童福祉司1人当たりの児童心理司数

平均	0.575024
標準偏差	0.340171
平均の標準誤差	0.027592
N	152

付表5：児童福祉司1人当たりの児童人口（万人）

平均	1.701625
標準偏差	2.19656
平均の標準誤差	0.179348
N	150

付表6：相談員の割合

（相談は、児童福祉司、虐待対応協力員、その他の相談員の中の、他の相談員の割合を算出）

平均	0.104178
標準偏差	0.180388
平均の標準誤差	0.014536
N	154

カイニ乗検定等の結果

($p < 0.001$ ***、 $p < 0.01$ **、 $p < 0.05$ *)

児童福祉司

図1：「児童相談所での勤務年数」と「1. 個別ケースでの面接技術」*

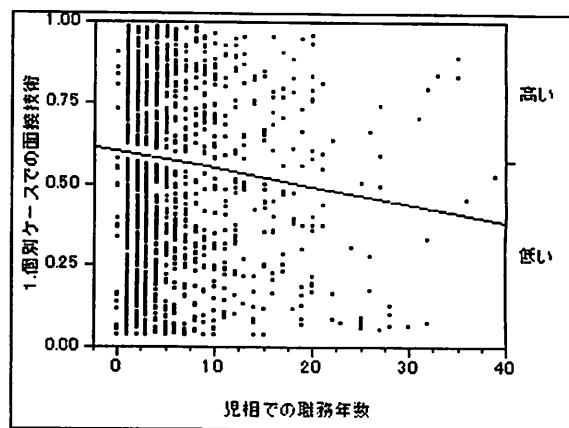


図2：「児童相談所での勤務年数」と「6. 的確なアセスメント」*

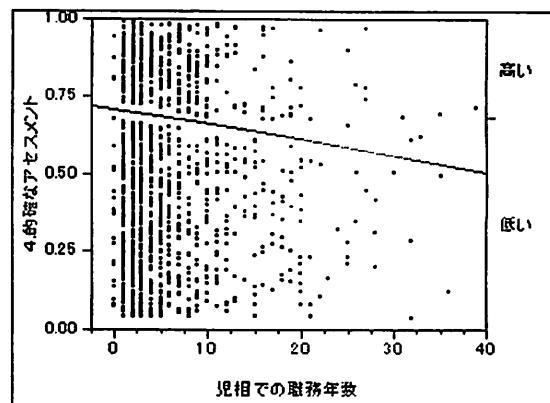


表1：「社会福祉士」と「1.個別ケースでの面接技術」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	137 49.82	138 50.18	275 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表2：「社会福祉士」と「6. 関係機関とのコーディネート力」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	142 51.64	133 48.36	275 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表3：「社会福祉主事」と「16. 虐待をする親へのグループ指導」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	544 68.43	251 31.57	795 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表4：「キ. 厚生労働大臣指定の学校・施設を卒業した者第1号」と「16. 虐待をする親へのグループ指導」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	38 54.29	32 45.71	70 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表5：「ク. 厚生労働大臣指定の講習会の課程を終了した者第1号」と「4. 的確なアセスメント」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	60 81.08	14 18.92	74 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表6：「ク. 厚生労働大臣指定の講習会の課程を終了した者第1号」と「16. 虐待をする親へのグループ指導」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	39 52.7	35 47.3	74 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表7：「ケ. 大学において心理学・教育学・社会福祉学等を修めた者第2号」と「1. 個別ケースでの面接技術」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	328 51.82	305 48.18	633 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表8：「ケ. 大学において心理学・教育学・社会福祉学等を修めた者第2号」と「4. 的確なアセスメント」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	391 61.87	241 38.13	632 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表9：「ケ. 大学において心理学・教育学・社会福祉学等を修めた者第2号」と「12. 心的外傷のアセスメントとケアプログラム」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	307 49.6	312 50.4	619 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表 10：「ケ. 大学において心理学・教育学・社会福祉学等を修めた者第2号」と「13. 愛着関係のアセスメントとケアプログラム」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	307 49. 6	312 50. 4	619 100
非該当	697 61. 14	443 38. 86	1140 100
	834 58. 94	581 41. 06	1415

表 11：「ケ. 大学において心理学・教育学・社会福祉学等を修めた者第2号」と「16. 虐待をする親へのグループ指導」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	460 74. 92	154 25. 08	614 100
非該当	697 61. 14	443 38. 86	1140 100
	834 58. 94	581 41. 06	1415

表 12：「サ. 社会福祉士第3号の2」と「1. 個別ケースでの面接技術」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	89 49. 17	92 50. 83	181 100
非該当	697 61. 14	443 38. 86	1140 100
	834 58. 94	581 41. 06	1415

表 13：「サ. 社会福祉士第3号の2」と「6. 関係機関とのコーディネート力」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	89 49. 17	92 50. 83	181 100
非該当	697 61. 14	443 38. 86	1140 100
	834 58. 94	581 41. 06	1415

表 14：「シ. 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者第4号」と「1. 個別ケースでの面接技術」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	206 65. 81	107 34. 19	313 100
非該当	697 61. 14	443 38. 86	1140 100
	834 58. 94	581 41. 06	1415

表 15：「シ. 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者第4号」と「4. 的確なアセスメント」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	228 75. 25	75 24. 75	303 100
非該当	697 61. 14	443 38. 86	1140 100
	834 58. 94	581 41. 06	1415

表 16：「シ. 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者第4号」と「12. 心的外傷のアセスメントとケアプログラム」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	184 61. 13	117 38. 87	301 100
非該当	697 61. 14	443 38. 86	1140 100
	834 58. 94	581 41. 06	1415

表 17：「シ. 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者第4号」と「13. 愛着関係のアセスメントとケアプログラム」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	184 61. 13	117 38. 87	301 100
非該当	697 61. 14	443 38. 86	1140 100
	834 58. 94	581 41. 06	1415

表 18：「ス. 各号に準ずる者第5号」と「1. 個別ケースでの面接技術」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	72 70.59	30 29.41	102 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表 19：「セ. 該当なし」と「6. 関係機関とのコーディネート力」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	24 43.64	31 56.36	55 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

児童心理司

表 20：「社会福祉主事」と「10. 的確な心理診断」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	56 50.91	54 49.09	110 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表 21：「社会福祉主事」と「11. 虐待事例などの複雑な事例に対する診断技術」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	83 75.45	27 24.55	110 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表 22：「社会福祉主事」と「17. 家族再統合に向けてのペアレンティング」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	77 70	33 30	110 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

児童相談所長

図3：「児童相談所2. 広い視野と敏感なセンス」と「児相での職務年数」*

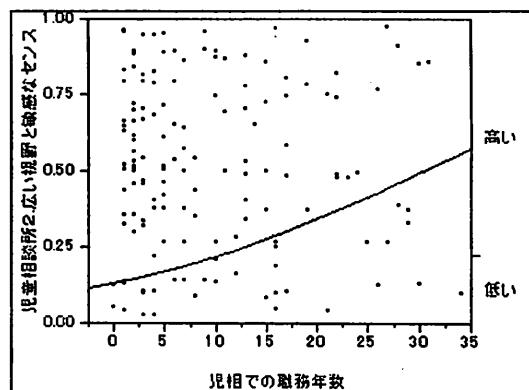


表 22：「社会福祉主事」と「17. 家族再統合に向けてのペアレンティング」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	77 70	33 30	110 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表 23：「心理職」と「児童福祉司 13. 愛着関係のアセスメントとケアプログラム」*

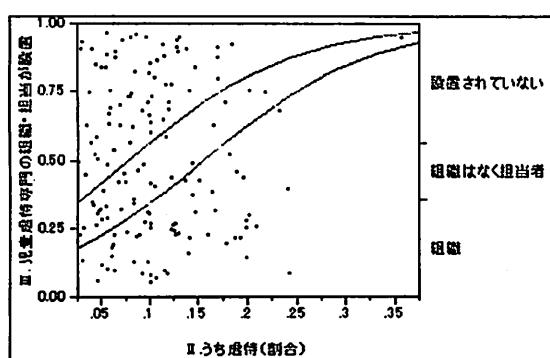
度数 全体%	低い	高い	
該当	14 77.78	4 22.22	18 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表24：「社会福祉主事」と「児童福祉司1.個別ケースでの面接技術」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	52 66.67	26 33.33	78 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

虐待対策班

図4：「うち虐待（割合）」と「児童虐待専門の組織・担当が設置」*



精神科医、診断体制

表25：「IX. 精神科医の配置」と「児童相談所6. 関係機関とのコーディネート力」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	85 71.43	34 28.57	119 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表26：「Xb. 兼務」と「児童相談所2. 広い視野と敏感なセンス」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	6 54.55	5 45.45	11 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表27：「Xc. 非常勤」と「児童福祉司4. 的確なアセスメント」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	30 90.91	3 9.09	33 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表28：「Xd. 嘴託」と「児童福祉司4. 的確なアセスメント」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	47 70.15	20 29.85	67 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表29：「Xd. 嘴託」と「児童心理司10. 的確な心理診断」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	25 39.68	38 60.32	63 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表30：「Xd. 嘴託」と「児童心理司17. 家族再統合に向けてのペアレンティング」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	45 72.58	17 27.42	62 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表31：「Xd. 嘱託」と「児童相談所5. 法的な知識」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	26 39.39	40 60.61	66 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表32：「X II 必要時に精神科のサービスを提供してもらう協力医療機関の有無」と「児童心理司16. 虐待をする親へのグループ指導」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	41 69.49	18 30.51	59 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表33：「X IIIb. 協力医療機関がある」と「児童心理司17. 家族再統合に向けてのペアレンティング」*

度数 全体%	低い	高い	
該当	29 72.5	11 27.5	40 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

専門職

図5：「専門職」と「児相での勤務年数」***

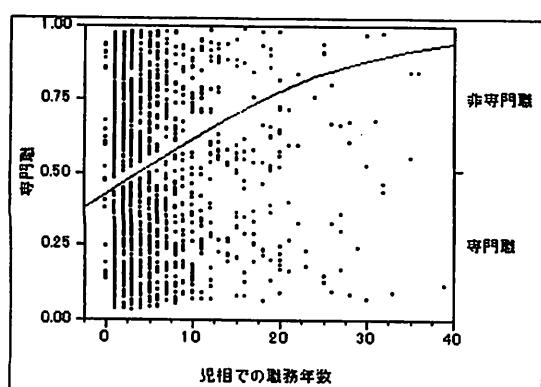


表35：「専門職」と「児童福祉司1. 個別ケースでの面接技術」***

度数 全体%	低い	高い	
該当	376 47.78	411 52.22	787 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表36：「専門職」と「児童福祉司4. 的確なアセスメント」***

度数 全体%	低い	高い	
該当	481 61.27	304 38.73	785 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表37：「専門職」と「児童福祉司6. 関係機関とのコーディネート力」***

度数 全体%	低い	高い	
該当	413 52.48	374 47.52	787 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表38：「専門職」と「児童福祉司12. 心的外傷のアセスメントとケアプログラム」***

度数 全体%	低い	高い	
該当	389 50	389 50	778 100
非該当	697 61.14	443 38.86	1140 100
	834 58.94	581 41.06	1415

表 39：「専門職」と「児童福祉司 13. 愛着関係のアセスメントとケアプログラム」***

度数 全体%	低い	高い	
該当	389 50	389 50	778 100
非該当	697 61. 14	443 38. 86	1140 100
	834 58. 94	581 41. 06	1415

表 40：「専門職」と「児童福祉司 16. 虐待をする親へのグループ指導」***

度数 全体%	低い	高い	
該当	550 71. 61	218 28. 39	768 100
非該当	697 61. 14	443 38. 86	1140 100
	834 58. 94	581 41. 06	1415

児童相談所における「専門職員の配置状況調査」

調査票

[調査票A]中央児童相談所

児童相談所における専門職員の配置状況についての調査研究

[] (都・道・府・県・市) [] 児童相談所

【児童福祉司】

- I. 貴自治体における全ての児童相談所の児童福祉司の採用と任用はどのような基準で行われていますか。以下の当てはまるものにすべて○を付け、()に数字を記入してください。(複数回答可)
- a. 採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する。受験資格にも一般職とは別枠の資格又は経験要件を設けている。
 - b. 採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する。受験資格は一般職と同様としている。
 - c. 採用時点で、一般行政職と分け、心理職として採用する。受験資格にも一般職とは別枠の資格又は経験要件を設けている。
 - d. 採用時点では一般行政職だが、一定の研修(日間)を経て、児童福祉司とする。
 - e. 採用時点では一般行政職だが、希望者を児童福祉司とする。
 - f. 採用時点では一般行政職だが、社会福祉士の資格を得たものを児童福祉司とする。
 - g. 採用時点では一般行政職だが、社会福祉主事等の資格を得たものを児童福祉司とする。
 - h. その他()
- II. Iで選択いただいた児童福祉司(上記、a~h)について、県全体の児童相談所に配置されている人数を以下の表にご記入下さい。

	a	b	c	d	e	f	g	h
人数								

【児童福祉司の研修体制について】

- III. 貴児童相談所において、児童福祉司としてはじめて任用された場合、新任研修期間として位置づけられるのは何ヶ月間ですか。
- a. ()ヶ月間
 - b. 特に位置づけられていない
- IV. 新任児童福祉司はどのように扱われますか。あてはまるものに○を付けてください。(複数回答可)
- a. 児童福祉司として、新任以外の児童福祉司と同様の業務を担当する
 - b. 新任児童福祉司として、軽微なケースを担当する
 - c. 新任研修期間中は、ケースの主担当をせず、経験の長い児童福祉司と一緒に動く
 - d. 自治体組織外部の識者の講義を()日間受講する
 - e. 自治体組織内部の経験者の講義を()日間受講する
 - f. その他()

【調査票A】中央児童相談所

【スーパーバイザー】

V. 貴自治体における全ての児童相談所でスーパーバイザーとしての役割を担当する職員の基準について、該当するものすべてに○を付け、()に適切な数字を記入してください。(複数回答可)

- a. 児童相談所で児童福祉司として(年間)の職務経験を持つ者
- b. 児童相談所で(年間)の職務経験を持つ者
- c. 児童福祉分野において(年間)の職務経験を持つ者
- d. 児童にかかわらず福祉分野において(年間)の職務経験を持つ者
- e. a~d以外の者で、貴自治体における(年間)の職務経験を持つ者
- f. 特に基準はないが、これまでの福祉分野での経験を基準に適任者を選別し、スーパーバイザーとして配置された者
- g. 特に基準はなく、スーパーバイザーとして配置された者

VI. Vで選択いただいたスーパーバイザーとしての役割を担当する職員の貴自治体内における人数を以下の表にご記入下さい。

	a	b	c	d	e	f	g
役職名							
人数							

【スーパーバイザーの研修体制について】

VII. 貴児童相談所において、スーパーバイザーとしてはじめて任用された場合、新任研修期間として位置づけられるのは何ヶ月間ですか。

- a. ()ヶ月間
- b. 特に位置づけられていない

VIII. 新任スーパーバイザーはどのように扱われますか。あてはまるものに○を付けてください。(複数回答可)

- a. スーパーバイザーとして、新任以外のスーパーバイザーと同様の業務を担当する
- b. 新任スーパーバイザーとして、軽微なケースを担当する
- c. 新任研修期間中は、スーパーバイザーとしての発言をせず、スーパーバイズの場に同席する
- d. 自治体組織外部の識者の講義を()日間受講する
- e. 自治体組織内部の経験者の講義を()日間受講する
- f. その他()

【職員のストレス緩和のための工夫・環境】

IX. 貴自治体で、職員のストレス緩和のために行っている事業、および工夫について、該当するものに○を付けてください。

- a. 必要に応じて職員がカウンセリングを受ける費用を負担。
- b. 必要に応じて職員が職員診療所の嘱託医等のカウンセリングなどを受けることができる。
- c. 職員の持つケースの数に上限を設けている。
- d. 新たに配属された職員には、スーパーバイザー以外にメンター(相談等にのる担当者、上司)を決めている
- e. 全てのケースに対して、複数担当制をとっている
- f. その他()
- g. 特に実施していない

[調査票B]すべての児童相談所（1）

児童相談所における専門職員の配置状況についての調査研究

[] (都・道・府・県・市) [] 児童相談所

【管轄面積・人口】

- I. 貴児童相談所の管轄面積、管轄人口（総・18歳未満人口）
1. 管轄面積 () km² (小数点第2位を四捨五入)
 2. 管轄総人口 () 万人 (小数点第2位を四捨五入)
そのうち、18歳以下人口 () 万人 (小数点第2位を四捨五入)

【相談受理件数】

- II. 貴児童相談所における平成17年度の相談受理件数とその内容について次の表にご記入下さい。

相談受理件数（総数）

養護相談	うち虐待	非行相談	その他の相談

【虐待対策班の有無】

- III. 貴児童相談所には、児童虐待に対応するための専門の組織・担当が設置されていますか。
(1. 組織 ・ 2. 組織はなく担当者 ・ 3. いいえ)
- IV. IIIで「1. 組織」、「2. 組織はなく担当者」とご記入いただいた児童相談所にお尋ねします。その組織、あるいは担当職名をご記入ください。
 1. 組織名称 ()
 2. 担当職名 () ※該当者全てについて記入
- V. IVで「1. 組織」、「2. 組織はなく担当者」を選択した児童相談所にお尋ねします。
 その組織・担当は、相談援助活動上どのような位置づけを行っていますか。該当するものすべてに○を付けてください。
 a. 児童虐待全般に特化して相談援助活動を直接行う
 b. 初期介入段階において、相談援助活動を行う
 c. 深刻な児童虐待に特化して相談援助活動を直接行う
 d. 援助困難な虐待相談に対して、担当ワーカーに助言を行う
 e. 貴自治体の虐待相談の統計や、全体的な今後の戦略を練る
 f. その他 ()

【非行対策班の有無】

- VI. 貴児童相談所には、非行相談に対応するための専門の組織が設置されていますか。
(1. 組織 ・ 2. 組織はなく担当者 ・ 3. いいえ)
- VII. VIで「1. 組織」、「2. 組織はなく担当者」とご記入いただいた児童相談所にお尋ねします。
 その組織、あるいは担当職名をご記入ください。
 1. 組織名称 ()
 2. 担当職名 () ※該当者全てについて

VIII.

【調査票B】すべての児童相談所（1）

IX. 記入

- X. VIで「1. 組織」、「2. 組織はなく担当者」を選択した児童相談所にお尋ねします。
その組織・担当は、相談援助活動上どのような位置づけを行っていますか。該当するものすべてに○を付けてください。
- a. 非行全般に対して相談援助活動を直接行う
 - b. 深刻な児童非行に特化して相談援助活動を直接行う
 - c. 援助困難な非行相談に対して、担当ワーカーに助言を行う
 - d. 貴自治体の非行相談の統計や、全体的な今後の戦略を練る
 - e. その他 ()

【精神科医の配置状況】

- XI. 貴児童相談所には、精神科医（常勤・非常勤）は配置されていますか。
(1. はい · 2. いいえ)

- XII. IXで「1. はい」とご記入いただいた児童相談所にお尋ねします。
配置されている場合、勤務形態はどのようになっていますか。
a~eまでの該当する項目に○を付け、該当箇所に記入、あるいは○を付けてください。
- a. 貴児童相談所の常勤
 - b. 兼務 月約 () 日・必要に応じて
 - c. 非常勤 月約 () 日・必要に応じて
 - d. 嘱託 月約 () 日・必要に応じて
 - e. その他 ()
月約 () 日・必要に応じて

- XIII. IXで「1. はい」とご記入いただいた児童相談所にお尋ねします。
配置された精神科医の児童精神科、あるいは児童分野での臨床経験は何年でしょうか。
また、特に精神科の中でも専門としているものがある場合は、ご記入下さい。
() 年
専門 ()

- XIV. 貴児童相談所には、必要時に精神科のサービスを提供してもらう協力医療機関がありますか。
(1. はい · 2. いいえ)

【虐待に対する診断体制】

- XV. 貴児童相談所には、虐待による受傷と診断できる医師の配置、あるいは協力医療機関がありますか。
- a. 医師の配置がある
 - b. 協力医療機関がある
 - c. 監察医の診断が得られる体制がある
 - d. 監察医の診断以外で、法医学の見地から診断を得られる体制がある
 - e. その他 ()
 - f. ない

- XVI. 貴児童相談所には、虐待による受傷の診断があった場合のセカンドオピニオンとして協力を依頼できる医療機関がありますか。
(1. ある · 2. ない)

[調査票B]すべての児童相談所（1）

【弁護士との連携】

XVII. 貴児童相談所の弁護士との連携体制について、あてはまるものすべてに○を付け、（ ）に該当する数字を記入してください。ただし、平成18年度の情報をご記入下さい。

- a. 顧問契約を結んで、必要なときに随時相談にのってもらう 月（ ）円
- b. 非常勤として勤務している 月約（ ）日勤務、月（ ）円
- c. 1日単位で相談にのってもらう 月約（ ）日、1日（ ）円
- d. 1件単位で相談にのってもらう 月約（ ）日、1件（ ）円
- e. 法第28条申立の代理人 （ ）件、1件（ ）円
- f. その他（ ）
- g. 弁護士との連携体制はない

XVIII. 弁護士が貴児童相談所、あるいはそのケースに関わっている件数は延べ何日（8時間換算）、何件ですか。

（ ）日、（ ）件

【夜間休日の相談体制】

XIX. 夜間の相談体制について、以下の該当する項目に○を付け、（ ）に該当する数字を記入してください。

- a. 児童福祉司等が宿直している
- b. 中間管理職以上の職員へ連絡が入るような体制を取っている
- c. 虐待対策班に所属する職員へ連絡が入るような体制を取っている
- d. 夜間相談の担当をローテンション等を作り、その日の担当職員へ連絡が入る体制を取っている
- e. その他（ ）

XX. 休日の相談体制について、以下の該当する項目に○を付け、（ ）に該当する数字を記入してください。

- a. 24時間、児童福祉司等が待機している
- b. (AM) 時から (PM) 時まで、児童福祉司等が待機している
- c. 中間管理職以上の職員へ連絡が入るような体制を取っている
- d. 虐待対策班に所属する職員へ連絡が入るような体制を取っている
- e. 夜間相談の担当をローテンション等を作り、その日の担当職員へ連絡が入る体制を取っている
- f. その他（ ）

XXI. 電話相談について、以下の該当する項目に○を付け、（ ）に該当する数字を記入してください

1. 平日の電話相談 a. 24時間 b. その他 (AM・PM) 時から (AM・PM) 時
2. 土曜の電話相談 a. 24時間 b. その他 (AM・PM) 時から (AM・PM) 時
3. 日曜の電話相談 a. 24時間 b. その他 (AM・PM) 時から (AM・PM) 時
4. 祝日の電話相談 a. 24時間 b. その他 (AM・PM) 時から (AM・PM) 時

【調査票B】すべての児童相談所（1）

【職員の配置】

XXIII.貴児童相談所には、児童福祉司以外に相談員・受付相談員を配置していますか。（平成18年4月1日現在）下記の表にご記入下さい。ただし、配置人数は常勤の勤務時間に換算してご記入下さい。また、勤務場所は該当する項目全てに○を付けてください。

名称	配置	勤務場所	資格要件	福祉専門職	職務内容
a	人	所内・訪問・巡回 その他（ ）			
b	人	所内・訪問・巡回 その他（ ）			
c	人	所内・訪問・巡回 その他（ ）			

資格要件の選択肢（該当する項目全てを、上記表「資格要件」にご記入下さい。）

- ア. 児童福祉司の任用資格と同じ イ. 社会福祉士 ウ. 社会福祉主事
カ. その他（ ）

XXIV.職員の配置について以下の表にご記入下さい。（平成18年4月1日現在）

ただし、兼務、非常勤については、常勤の勤務時間へ換算した人数をご記入下さい。

【兼務・非常勤の書式：常勤の勤務時間への換算／人数】

ス ー パ ー バ イ ザ ー	児 童 福 祉 司	児 童 心 理 司	その他の児童相談に携わる職員	児 童 虐 待 対 応 協 力 員	医 師	保 健 師	心 理 療 法 担 当 職 員	a	b	c
常勤										
うち兼務										
非常勤										

XXV.その他職員の配置についての課題・意見があればご記入下さい。

[調査票C]すべての児童相談所(2)

児童相談所における専門職員の配置状況についての調査研究

[(都・道・府・県・市)]

]児童相談所

- I. 具体的に貴児童相談所で勤務している児童相談所長、および児童福祉司、児童心理司について以下の項目にご記入下さい。

※記入に際しては、別紙記入要項をご参照下さい。

ID	立場	年齢	児相での職務年数	児童福祉分野での職務年数A	児童福祉分野での職務年数B	現在の担当事例数	うち虐待	うち非行	虐待対策班・担当	非行対策班・担当	ス－パ－バイザ－	大学での専攻	資格	福祉専門職としての採用	資格要件(1)	資格要件(2)	前の職場
例	イ	41	10	19		120	50	0	○	×	×	オ	オ	ア	ウ		イ
1																	
2																	
3																	
4																	

[調査票C]すべての児童相談所(2)

ID	立場	年齢	児相での職務年数A	児童福祉分野での職務年数B	児童福祉分野での職務年数B	現在の担当事例数	うち虐待	うち非行	虐待対策班・担当	非行対策班・担当	大学での専攻	スープーバイザー	資格	資格要件(1)		資格要件(2)		前の職場
														福祉専門職としての採用	資格要件(1)	資格要件(2)		

【調査票D】児童相談所長

児童相談所における専門職員の配置状況についての調査研究

[] (都・道・府・県・市)	[] 児童相談所長	
【児童福祉司の専門性】	【現在の状況】	【今後の充実】
1. 個別ケースでの面接技術	不十分である 1 - 2 - 3 - 4 - 5	十分である 貴児童相談所の児童福祉司の専門性について、今後充実が必要だと思う順に左記項目番号をご記入下さい。
2. 広い視野と敏感なセンス	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
3. 執務経験に裏付けられた知識・経験	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
4. 的確なアセスメント	1 - 2 - 3 - 4 - 5	1位 []
5. 法的な知識	1 - 2 - 3 - 4 - 5	2位 []
6. 関係機関とのコーディネート力	1 - 2 - 3 - 4 - 5	3位 []
7. 児相外の関係機関へのコンサルテーション能力	1 - 2 - 3 - 4 - 5	4位 []
8. ソーシャルワーカーとしての価値観と倫理観	1 - 2 - 3 - 4 - 5	5位 []
9. 研究・学習により裏付けられた知識・経験	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
10.的確な心理診断	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
11.虐待事例などの複雑な事例に対する診断技術	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
12.心的外傷のアセスメントとケアプログラム	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
13.愛着関係のアセスメントとケアプログラム	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
14.虐待をする親へのカウンセリング	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
15.地域関係機関へのコンサルテーション能力	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
16.虐待をする親へのグループ指導	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
17.家族再統合に向けてのペアレンティング	1 - 2 - 3 - 4 - 5	

【調査票D】児童相談所長

【児童心理司の専門性】	【現在の状況】					【今後の充実】				
	不十分である	十分である								
1. 個別ケースでの面接技術	1	-	2	-	3	-	4	-	5	
2. 広い視野と敏感なセンス	1	-	2	-	3	-	4	-	5	貴児童相談所の児 童心理司の専門性
3. 執務経験に裏付けられた知識・経験	1	-	2	-	3	-	4	-	5	について、今後充 実が必要だと思う
4. 的確なアセスメント	1	-	2	-	3	-	4	-	5	順に左記項目番号
5. 法的な知識	1	-	2	-	3	-	4	-	5	をご記入下さい。
6. 関係機関とのコーディネート力	1	-	2	-	3	-	4	-	5	1位【 】
7. 児相外の関係機関へのコンサルテーション能力	1	-	2	-	3	-	4	-	5	2位【 】
8. ソーシャルワーカーとしての価値観と倫理観	1	-	2	-	3	-	4	-	5	3位【 】
9. 研究・学習により裏付けられた知識・経験	1	-	2	-	3	-	4	-	5	4位【 】
10.的確な心理診断	1	-	2	-	3	-	4	-	5	5位【 】
11.虐待事例などの複雑な事例に対する診断技術	1	-	2	-	3	-	4	-	5	
12.心的外傷のアセスメントとケアプログラム	1	-	2	-	3	-	4	-	5	
13.愛着関係のアセスメントとケアプログラム	1	-	2	-	3	-	4	-	5	
14.虐待をする親へのカウンセリング	1	-	2	-	3	-	4	-	5	
15.地域関係機関へのコンサルテーション能力	1	-	2	-	3	-	4	-	5	
16.虐待をする親へのグループ指導	1	-	2	-	3	-	4	-	5	
17.家族再統合に向けてのペアレンティング	1	-	2	-	3	-	4	-	5	
【児童相談所の専門性】										
1. 複雑な子ども虐待事例に対する相談援助	1	-	2	-	3	-	4	-	5	
2. 非行相談に対する相談援助	1	-	2	-	3	-	4	-	5	貴児童相談所の専 門性について、今
3. 児童福祉施設入所中の子どもへの援助	1	-	2	-	3	-	4	-	5	後充実が必要だと 思う順に左記項目
4. 援助プログラム作成への親や子どもの参画	1	-	2	-	3	-	4	-	5	番号をご記入下さ い。
5. 権利擁護プログラム	1	-	2	-	3	-	4	-	5	
6. 家族再統合に向けてのペアレンティング	1	-	2	-	3	-	4	-	5	1位【 】
7. 関係機関との連携やコンサルテーション	1	-	2	-	3	-	4	-	5	2位【 】
8. 虐待状況・被害に対する的確な医療診断とケア	1	-	2	-	3	-	4	-	5	3位【 】
9. 司法との連携と法的な対応能力	1	-	2	-	3	-	4	-	5	4位【 】
										5位【 】

[記入要領]

[調査票A]中央児童相談所

調査票Aは、貴自治体の状況についてお尋ねするものです。貴中央児童相談所のみでなく、貴自治体が所管する全ての児童相談所の状況についてご記入下さい。

[調査票B]全ての児童相談所

調査票Bは、全ての児童相談所の状況についてお尋ねするものです。貴児童相談所のみの状況についてご記入下さい。

[調査票C]全ての児童相談所

調査票Cは、貴児童相談所に所属する児童相談所長、全ての児童福祉司、全ての児童心理司についての状況をお聞きするものです。

[調査票D]児童相談所長

調査票Dは、各児童相談所の状況について、児童相談所長にお聞きするものです。貴児童相談所の状況について、児童相談所長の考えをご記入下さい。

【現在の状況】

児童相談所長からみた貴児童相談所の専門性の現状について、「1（不十分である）」から「5（十分である）」までの5段階でご記入下さい。目安としては、次の項目をご使用下さい。

1. 不十分である
2. 不十分であるとまでは言えないが、どちらかというと不十分である
3. どちらとともいえない
4. 十分であるとまでは言えないが、どちらかというと十分である
5. 十分である

【今後の充実】

児童相談所長からみて、今後貴児童相談所で充実が必要な専門性について、左記項目の中で、最も充実の必要を感じている順に5つ選択し、ご記入下さい。

【調査票C】記入要項

*調査票Cは、貴児童相談所に勤務している児童相談所長、児童福祉司、児童心理司についてご記入いただくものです。

項目	記入要項
立場	次の項目から選択してください。 ア. 所長 イ. 児童福祉司 ウ. 児童心理司
年齢	年齢を数値でご記入下さい。
児相での職務年数	児相での職務年数を、小数点以下を繰り上げ、数値でご記入下さい。 例：1年未満=1、1年以上2年未満=2
児童福祉分野での職務年数A	児童福祉分野での職務年数を、小数点以下を繰り上げ、数値でご記入下さい。なお、児童福祉分野としては、児童相談所、児童福祉施設を含みます。本庁の児童福祉主管課等は含みません。 例：1年未満=1、1年以上2年未満=2
児童福祉分野での職務年数B	児童福祉分野での職務年数を、小数点以下を繰り上げ、数値でご記入下さい。なお、本庁の児童福祉主管課等での福祉行政事務に従事した職務年数をご記入下さい。 例：1年未満=1、1年以上2年未満=2
現在の担当事例数	平成18年度4月1日現在の担当事例数をご記入下さい。 事例は、運営指針の表4に該当していて係留中のものとします。既に他機関のあっせん、および送致が完了したものや、家庭裁判所に対する家事審判の申し立てについては含みません。参考→【添付表】
うち虐待	平成18年度4月1日現在の主担当事例数のうち、虐待ケースをご記入下さい。 なお、ケースを直接担当していない場合はー（ハイフン）をご記入下さい。
うち非行	平成18年度4月1日現在の主担当事例数のうち、非行ケースをご記入下さい。 なお、ケースを直接担当していない場合はー（ハイフン）をご記入下さい。
虐待対策班への所属	次の項目から選択してください。 <input type="radio"/> 所属 <input type="triangle"/> 所属しているが兼務である <input checked="" type="checkbox"/> 所属していない
非行対策班への所属	次の項目から選択してください。 <input type="radio"/> 所属 <input type="triangle"/> 所属しているが兼務である <input checked="" type="checkbox"/> 所属していない
スーパーバイザー	次の項目から選択してください。 <input type="radio"/> 担当 <input type="triangle"/> 担当しているが兼務である <input checked="" type="checkbox"/> 担当していない
大学・大学院での専攻	大学、および大学院に進学した方は大学院での専攻について、次の項目から、主なものを1つ選択してください。 ア. 社会福祉学 イ. 心理学 ウ. 教育学 エ. 社会学 オ. 保健学 カ. 児童学 キ. その他専攻 ク. 大学未進学
資格	次の項目から、あてはまるものをすべてご記入下さい。 ア. 社会福祉士 イ. 精神保健福祉士 ウ. 心理職（臨床心理士等） エ. 教諭 オ. 保健師 カ. 社会福祉主事の任用資格 キ. 保育士 ク. その他 ケ. 特に資格なし

[調査票C]記入要項

項目	記入要項
福祉専門職としての採用	<p>福祉専門職としての採用（任用）を行っている都道府県市の場合、次の項目から、最もあてはまるものを1つ選択してください。</p> <p>ア. 採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する。受験資格は一般職とは別枠の資格又は経験要件であった。 イ. 採用時点で、一般行政職と分け、福祉専門職として採用する。受験資格は一般職と同様であった。 ウ. 採用時点で、一般行政職と分け、心理職として採用する。受験資格は一般職とは別枠の資格又は経験要件であった。 エ. 採用時点では一般行政職だが、一定の研修を経て、福祉専門職となった。 オ. 採用時点では一般行政職だが、希望者を福祉専門職とする。 ハ. 採用時点では一般行政職だが、社会福祉士の資格により、福祉専門職となった。 キ. 採用時点では一般行政職だが、社会福祉主事等の資格により、福祉専門職として任用された。 ク. 一般行政職である。</p>
資格要件(1) ※「ク」とお答えになった方のみ、次の「資格要件(2)」もご記入下さい。	<p>【所長】 あてはまるものをすべてご記入下さい。</p> <p>ア. 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者 イ. 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 ウ. 社会福祉士 エ. 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」という。）として2年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者 オ. 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労省令で定めるもの ハ. 該当なし</p> <p>【児童福祉司】 あてはまるものをすべてご記入下さい。</p> <p>キ. 厚生労働大臣指定の学校・施設を卒業した者（第1号） ク. 厚生労働大臣指定の講習会の課程を終了した者（第1号） ケ. 大学において、心理学・教育学・社会福祉学等を修めた者（第2号） コ. 医師（第3号） サ. 社会福祉士（第3号の2） シ. 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者（第4号） ス. 各号に準ずる者（第5号） セ. 該当なし</p> <p>【児童心理司】 ソ. 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者 タ. 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 チ. 該当なし</p>
資格要件(2)	どのような実務経験をお持ちですか。あてはまるものすべてをご記入下さい。
	ア. 保健師 実務経験：1年以上 イ. 助産師 実務経験：1年以上 ウ. 看護士 実務経験：2年以上 エ. 保育士 実務経験：2年以上 オ. 教員（専修・1種） 実務経験：1年以上 ハ. 教員（2種） 実務経験：2年以上 キ. 児童指導員 実務経験：2年以上
前の職場	<p>現在の児童相談所に異動する前の職場について、あてはまる項目を選択してください。採用後より現在の児童相談所に配属された方は、キを選択してください。</p> <p>ア. 児童相談所 イ. 本庁の児童福祉担当部署 ウ. 本庁の児童福祉以外の福祉担当部署 エ. 福祉事務所 オ. 児童養護施設 ハ. 保育園・所 キ. 上記以外福祉現場 ク. 教員（生徒指導担当） ジ. 教員（生徒指導担当以外） エ. 教育委員会 サ. その他 シ. なし</p>

[調査票C]記入要項

【添付表】

各都道府県で状況が違うと思われるため、以下の条件に従ってご記入下さい。

○…必ず含む

△…継続して関わっているケースのみ含む

△	1. 在宅指導	(1)措置によらない指導	ア 助言指導
○			イ 継続指導
△			ウ 他機関あっせん
○		(2)措置による指導	ア 児童福祉司指導
△			イ 児童委員指導
△			ウ 児童家庭支援センター指導
△			エ 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導
○		(3)訓戒、誓約措置	オ 障害児相談支援事業を行うものの指導
○			2. 児童福祉施設入所措置、指定国立療養所等委託
○		3. 里親委託	
○		4. 児童自立生活援助措置	
		5. 福祉事務所送致等	
		6. 家庭裁判所送致	
		7. 家庭裁判所に対する家事審判の申し立て	